

平成30年度 4月 小・中・特別支援学校定例校長会

平成30年4月12日（木）14:00～
篠山市役所第2庁舎 2-301・302 会議室

1 開 会

2 教育長あいさつ・指示

3 説明事項

- (1) 平成29年度末人事異動、平成30年度当初人事異動について（酒井）
- (2) 平成30年度学校経営に係る指導・支援について（酒井）
- (3) 平成30年度篠山市教育委員会学校訪問の実施について（細見）
- (4) 平成30年度「知の森」構想に係る確かな学力を育む取組について及び平成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査の実施について（方山）
- (5) 平成30年度全国学力・学習状況調査及び平成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査に係る結果の公表について（方山）
- (6) 外国語教育・国際理解教育の推進について（采女）
- (7) 篠山市教育の情報化推進基本計画について（酒井）
- (8) いじめの問題に対する対応の徹底について（采女）
- (9) 市非常勤嘱託員等の服務について（教育総務課）
- (10) 校（園）務員業務の委託について（教育総務課）
- (11) 教職員の非違行為の防止について（酒井）

4 報告・連絡事項

- (1) 教職員の給与に関する条例等の一部改正等について（中川）
- (2) 篠山市適応指導教室「ゆめハウス」について（後藤）
- (3) 平成30年度地域とともにある学校づくり「コミュニティ・スクール」推進事業について
(西田、山鳥)
- (4) 平成30年度衛生推進者の選任及び報告について（教育総務課）
- (5) 自転車損害賠償保険等加入啓発について（学事課）
- (6) 第4回スポーツフェスタの開催について（社会教育課）
- (7) 『「ふしぎな黒大豆」丹波とその周辺の昔ばなし集』の発刊について（学校教育課）
- (8) 平成30年度「あいさつ運動」啓発事業計画について（人権推進課）
- (9) 安心の子育てガイド＜福祉サービス利用の手引き＞の配布について（地域福祉課）
- (10) その他

5 閉 会

次回定例校長会 日時 平成30年5月16日（水）10:00～
場所 市役所第2庁舎 3階（2-301, 302 会議室）

平成29年度末 県費負担教職員人事異動に関して(異動者数のまとめ)

平成30年4月1日現在

1 市内定期異動者

	校長	教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	計
小学校	3	5	1	21			3	33
中学校		2		8				10
特別支援学校			1	1				2
計	3	7	2	30	0	0	3	45

2 新規採用者

	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	計
小学校	3			2	5
中学校	4				4
特別支援学校	1				1
計	8	0	0	2	10

3 管外交流関係(行政を含む)

	校長		教頭		主幹教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭		事務職員		計	
	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入
小学校	1				1		1	2					1		4	2
中学校			1	1			3	1							4	2
特別支援学校							1	2							1	2
計	1	0	1	1	1	0	5	5	0	0	0	0	1	0	9	6

4 校長採用、教頭・主幹教諭昇任、行政職昇格者

	校長	教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	計
小学校	1	3	3				1	8
中学校	1	1	1				1	4
特別支援学校			1				1	2
計	2	4	5	0	0	0	3	14

5 退職者

	校長	教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	計
小学校		1	1	1	1		1	5
中学校				1				1
特別支援学校			1					1
計	0	1	2	2	1	0	1	7

平成30年度 学校経営に係る指導・支援について

平成30年4月12日

篠山市教育委員会

1 趣旨

学校教育目標の着実な推進及び教職員の育成や学校組織の活性化を図るため、各学校の学校経営方針を把握し、PDCAサイクルによる学校経営の改善が図れるよう指導・支援する。

2 概要

- 4月 ◇各学校で学校経営方針の設定およびPTA総会や学校運営協議会等で
スクールプランの説明
- 5月 ◇教職員人事評価育成システムについて、5月定例校長会で説明
◇目標設定面談の実施（上旬）
〔概要〕学校評価をふまえた学校経営自己目標の聴取→決定目標設定
◇学校訪問指導の実施（5月下旬～7月上旬）
〔概要〕学校経営方針に基づく取組状況等を把握し、支援する。
・学校経営方針に基づく組織づくり
・教職員の意識改革と育成
- 10月 ◇教職員人事評価育成システム評価基準日（10/1）
◇学校経営ビジョンヒアリングについて、10月定例校長会で説明
◇学校経営ビジョンヒアリング（達成状況確認面談）の実施（下旬）
〔概要〕学校経営状況の把握と次年度へのビジョンを聴取する。
・学校経営の推進状況
・教職員の育成状況
・次年度経営ビジョンの把握
・提言シートのフィードバック
- 12月 ◇教職員人事ヒアリングについて、12月定例校長会で説明
- 1月 ◇教職員人事ヒアリングの実施（中旬）
〔概要〕次年度経営ビジョンを実現するための人事構想を聴取する。
・経営ビジョンを実現するための人事構想
・教職員の育成状況
- 2月 ◇教職員人事ヒアリングの実施（中旬）
〔概要〕教職員人事に係る校長の意見を聴取する。

3 その他

学校の説明責任を果たすとともに、職務の効率化を図る観点から、学校経営方針、人事評価育成、学校評価の項目の整合性をとること。

(別紙1)

平成30年度 目標設定面談実施日程

場所 5月8日、9日、10日・・・篠山市役所第2庁舎3F相談室

開始時刻	5/8(火)
8:40	篠山中学校
9:00	篠山東中学校
9:20	西紀中学校
9:40	
10:00	丹南中学校
10:20	今田中学校
10:40	篠山養護学校
11:00	
11:20	篠山小学校
11:40	八上小学校

開始時刻	5/9(水)
8:40	城北畑小学校
9:00	岡野小学校
9:20	城東小学校
9:40	
10:00	多紀小学校
10:20	西紀南小学校
10:40	西紀小学校
11:00	
11:20	西紀北小学校
11:40	大山小学校

開始時刻	5/10(木)
8:40	味間小学校
9:00	城南小学校
9:20	古市小学校
9:40	今田小学校
10:00	
10:20	

※ 日程変更が必要な場合、上記の空いている時間帯で連絡願います。学校間で調整いただいても結構です。

所 属	篠山市立〇〇〇学校		第1次評価・育成者		第2次評価・育成者		評 価 基 準 目標を大きく上回った →S 目標を上回った →A 目標どおりに達成できた(目標達成) →B 目標を下回った →C 目標を大きく下回った →D
職 名	校長	職 名	次長	職 名	教育長		
氏 名	〇〇 〇〇 印	氏 名	酒井 宏 印	氏 名	前川 修哉 印		

○職務の遂行状況に着目した評価・育成項目（目標管理）

組織目標（自己目標と関連する学校教育目標）	昨年度の取組の成果と課題
1 2 ※教育目標を記載し、特に重点的に取り組む内容について1、2、3・・・と記載。その際「昨年度の取組の成果と課題」を踏まえていること。 3 ※重点的に取り組む内容を具体的に示した内容を「決定目標」にあげること。 4	※判断した根拠をそえて記載してください (例) 全国学力学習状況調査では・・・ 学校評価では・・・ 児童生徒（保護者）や教職員アンケートでは・・・

職務分類	申告目標	困難度	決定目標	困難度	自己評価		面談評価		第2次評価・育成者意見	
					達成度に関する本人意見	評価	達成度に関する第1次評価・育成者意見	評価	評価	評価
学校経営		a	※成果目標（児童生徒、教職員の達成基準）、行動目標（具体的方法）、評価方法がわかるように記載すること（数値部分が評価） (例1) 教育活動に対する支援者1,000名をめざし、学校地域運営協議会の3回開催、HP・学校便り（成果目標） による地域に対する啓発活動を週2回以上実施（行動目標） (例2) 表現すべき内容と目的を的確に表す力の育成をめざし、条件作文の正答率を90%以上とするため、すべての授業において比較、関係づけの学習活動を行う授業を実施（行動目標） (例3) 全ての子どもが安心して学校生活を過ごせるよう、いじめの解消率100%をめざし、教育相談を学期に1回実施、生活ノートの全学級毎日実施（結果目標） ※勤務時間の適正化、業務改善の取り組みについては必ず目標設定すること。			S A B C D	S A B C D	S A B C D	S A B C D	
教職員の育成		a b c				S A B C D	S A B C D	S A B C D	S A B C D	
学習指導の充実		a b c	○学校経営方針、学校評価と整合性のあるものとする ①効果的な現状分析と実効性のある対策がたてられているか。 ・学校評価等に基づく現状分析 …… 学校内外の環境把握 ・目標設定（取組内容（何を））及び理由 …… 経営理念・戦略 ・達成基準（取組後の姿（どのレベルまで、困難度） …… 成果目標 ・手法（取組の手立て（どのようにして）） …… 行動目標 ・スケジュール（取組期間） …… 組織化・体系化 ・評価方法 …… 高度な分析、関係者の共有			S A B C D	S A B C D	S A B C D	S A B C D	
生徒指導の充実		a b c	②期待される効果が明確で、説明責任を果たし、組織改善や関係者の連携・協働を促すものか。 ③国、県、市の動向を踏まえつつ、児童生徒及び地域の実態に即したものが。			S A B C D	S A B C D	S A B C D	S A B C D	

特記事項（目標以外の成果、業務プロセス等についての自己評価、その他自由意見）	総合評価 []
	S: 目標以上の大きな成果を上げた A: 目標以上の成果を上げた B: 目標を達成した C: 目標に向けてやや努力を要する D: 目標に向けて一層の努力を要する

困難度 a: 困難 b: やや困難 c: 普通

○発揮された意欲や能力に着目した評価・育成項目

使命感・社会性		協調性・調整力		企画力・行動力		研究心		総合評価(絶対評価)
第1次	第2次	第1次	第2次	第1次	第2次	第1次	第2次	
								S A B C D

全体評価(絶対評価)	S	A	B	C	D
------------	---	---	---	---	---

所見	
----	--

(別紙様式2)

学校経営方針等について

学校名：篠山市立（ ）

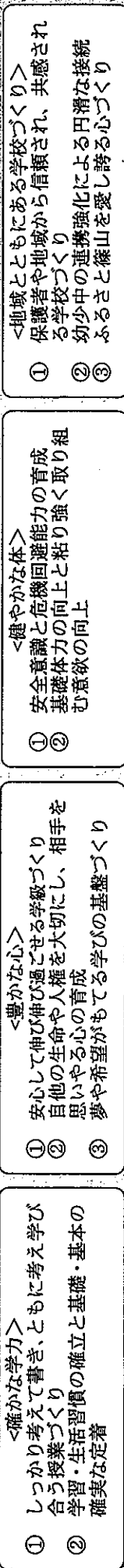
1. 学校評価をふまえた学校経営方針
2. 学力向上の取組の推進状況
3. 生徒指導の取組の推進状況
4. 地域とともにある学校づくりの推進状況
5. 教職員の育成の具体策
6. 学校業務改善の具体策
7. 安全安心な学校づくりの具体策
8. その他（特色ある取組の推進状況）

※記入は、箇条書きで具体的な取組がわかるように記入をお願いします。

※5月2日（水）までに学校教育課（担当：細見）あて電子メールにより提出願います。

ひとりで歩く(自立) ふみしめて歩く(成長) みんなと歩く(協力) 力の限り歩く(努力)

[重点目標]



[具体的な取組]

<確かな学力>

① しっかりと考えて書き、ともに考え学び合う授業づくり

② 学習・生活習慣の確立と基礎・基本の確実な定着

<豊かな心>

① 安心して伸び伸び過ごせる学級づくり

② 自他の生命や人権を大切にし、相手を思いやる心の育成

③ 夢や希望がもてる学びの基盤づくり

<健やかな体>

① 安全意識と危機回避能力の育成

② 基礎体力の向上と粘り強く取り組む意欲の向上

<地域とともにある学校づくり>

① 保護者や地域から信頼され、共感される学校づくり

② 幼少中の連携強化による円滑な接続

③ ふるさと篠山を愛し誇る心づくり

◎言葉を大切にし、考えで書き、語り合う授業づくり

→ペア・グループ学習、全体交流で伝え合うことの充実(考える・書く・話す・聞く力の向上)

→授業で自分の考えを発表できる児童90%以上

◎1学期1回以上、学校授業スタンダードの確立と授業研究の推進

→各学年、学期1回以上の授業研究会

○いじめ・暴力・不登校の未然防止

・安心して伸び伸び過ごせる学級づくりの強化(学級活動・教育相談)

→いじめの解消率100%

○あいさつの声や歌声を広げる運動の推進

・明るく元気な挨拶、自分から挨拶心に届く歌声

→元気な声で挨拶できる児童90%以上

○安全意識と危機回避能力の育成

・交通安全指導の強化(定期的な登下校指導、交通安全教室、見守り隊との連携)

→ケガの前年度比減少

○地域とともにある学校づくりの推進(学校だより毎月2回発行、ホームページ更新週1回)

→学校生活がよくわかる保護者90%以上

(注1) 見出し、行動目標(具体的取組はかつこの中に記入)、成果目標の順に記載

○見出し

・行動目標

→成果目標(赤字)

(注2) 目標管理シートの内、教職員の育成や業務改善は該当する箇所に分けて記載

[研究主題]

言葉を大切にし、しっかり考えて書き、ともに考え学び合う国っ子の育成

平成30年度篠山市教育委員会学校訪問について

篠山市教育委員会

1 目的

市内各学校の学校経営方針を把握するとともに、学校活性化のための具体的な方策について指導・助言を行い、活力と特色ある学校教育の実現に資する。

- (1) 学校評価をふまえた学校経営方針について
- (2) 学力向上の取組の推進状況について
- (3) 生徒指導の取組の推進状況について
- (4) 地域とともにある学校づくりの推進状況について
- (5) 教職員の育成について
- (6) 学校業務改善について
- (7) 安全安心な学校づくりの具体策について
- (8) その他（特色ある取組の推進状況）

2 学校訪問の実施方法等

- (1) 期 間 5月21日～7月6日
- (2) 訪問者 4人程度（事前に各校に連絡する）
※ 教育長、教育委員、教育部長、教育委員会次長、学校教育課長、指導主事の
うちから訪問者について、事前に当該校に連絡する。
- (3) 内 容

ア 授業参観	45～50分
イ 教育長あいさつ	5分
ウ 懇談（学校経営方針等）	30～40分
エ その他	

3 その他

- (1) 校長は、学校経営方針及び具体的な方策等を別紙様式2にまとめ、5月2日（水）までに電子メールにより提出する。
- (2) 懇談において、校長から学校経営方針及び具体的な方策等について説明を受ける。
- (3) 併せて園訪問も実施する。



(公印省略)
篠教学第92号
平成30年4月12日

各学校長 様

篠山市教育長

平成30年度篠山市教育委員会学校訪問の実施について

このことについて、別添により実施します。
ついては、趣旨を理解いただくとともに、対応について配意願います。

記

1 提出書類

- (1) 平成30年度篠山市教育委員会学校訪問日程調整表(別紙様式1)
- (2) 学校経営方針等について(別紙様式2)
- (3) 平成30年度篠山市教育委員会学校訪問の時間配分について(別紙様式3)

2 提出部数 各1部(電子媒体で提出願います。)

3 提出期限

- (1) 別紙様式1 平成30年4月19日(木)
- (2) 別紙様式2 平成30年5月2日(水)
- (3) 別紙様式3 訪問予定の1週間前まで

4 提出先

篠山市教育委員会事務局学校教育課(担当:細見)

5 その他

日程調整表提出後、教育委員会事務局から日程一覧表を送付します。以後の変更については、学校間で調整の上、学校教育課(担当:細見)まで連絡願います。

篠山市教育委員会事務局
学校教育課(担当:細見泰弘)
TEL: 079-552-5653

平成30年度 篠山市教育委員会学校訪問日程調整表

学校名 篠山市立 学校

- 学校訪問の受入が難しい日・時間帯に、×印を記入し、提出願います。
- ①～③の時間設定を基本としますが、希望がある場合は、9:00からの訪問も可能です。その際には、その旨を備考欄に記入ください。
- 幼稚園が併設されている小学校においては、園訪問を併せて実施することを考慮し、午前中の時間帯に設定できるよう願います。

月日	曜	①9:20 ~10:30	②10:30 ~12:00	③13:30 ~15:00	備考
5月20日	日				
5月21日	月				
5月22日	火				市生活習慣状況調査
5月23日	水				
5月24日	木				5月定例教育委員会
5月25日	金				兵庫県都市教育長協議会総会
5月26日	土				
5月27日	日				
5月28日	月				
5月29日	火				篠山市議会本会議
5月30日	水				全国伝統的建造物群保存地区協議会 (大分県)
5月31日	木				全国伝統的建造物群保存地区協議会 (大分県)
6月1日	金				
6月2日	土				
6月3日	日				
6月4日	月				
6月5日	火				
6月6日	水				6月定例校長会
6月7日	木				予算特別委員会
6月8日	金				
6月9日	土				
6月10日	日				
6月11日	月				
6月12日	火				
6月13日	水				

月日	曜	①9:20 ~10:30	②10:30 ~12:00	③13:30 ~15:00	備考
6月14日	木				
6月15日	金				
6月16日	土				
6月17日	日				
6月18日	月				篠山市議会本会議
6月19日	火				篠山市議会本会議
6月20日	水				篠山市議会本会議
6月21日	木				
6月22日	金				
6月23日	土				
6月24日	日				
6月25日	月				
6月26日	火				予算特別委員会
6月27日	水				
6月28日	木				
6月29日	金				
6月30日	土				
7月1日	日				
7月2日	月				
7月3日	火				
7月4日	水				篠山市議会本会議
7月5日	木				7月定例校長会
7月6日	金				

担当: 篠山市教育委員会事務局学校教育課(細見)

(別紙様式2)

学校経営方針等について

学校名：篠山市立（ ）

- 1 学校評価をふまえた学校経営方針
- 2 学力向上の取組の推進状況
- 3 生徒指導の取組の推進状況
- 4 地域とともにある学校づくりの推進状況
- 5 教職員の育成の具体策
- 6 学校業務改善の具体策
- 7 安全安心な学校づくりの具体策
- 8 その他（特色ある取組の推進状況）

※記入は、箇条書きで具体的な取組がわかるように記入をお願いします。

※5月2日（水）までに学校教育課（担当：細見）あて電子メールにより提出願います。

平成30年度 篠山市教育委員会学校訪問の時間配分について

- 1 時間については下記の時間を基本としますが、学校の状況に応じて前後可能です。
 午前の場合 ① 9時20分～10時50分 の90分 (2校時の参観を想定)
 ※9時からでも可能
 ② 10時30分～12時00分 の90分 (3校時の参観を想定)
 午後の場合 ③ 13時30分～15時00分 の90分 (5校時の参観を想定)
- 2 日程の内容については、下記の例を参考にして、この様式により提出願います。
 なお、時間配分や順序の入れ替えは学校の状況により変更ください。

(時間配分の例)

- ① 学校経営方針等説明 (10分程度)
- ② 授業参観 (45～50分程度)
- ③ 教育長あいさつ (5分程度)
- ④ 懇談 (30分程度)

学校名 篠山市立 学校

時間	内容	時間	内容
9時00分		13時00分	
10分		10分	
20分		20分	
30分		30分	
40分		40分	
50分		50分	
10時00分		14時00分	
10分		10分	
20分		20分	
30分		30分	
40分		40分	
50分		50分	
11時00分		15時00分	
10分		10分	
20分		20分	
30分		30分	
40分		40分	
50分		50分	
12時00分			
10分			
20分			
30分			

◆小学校で幼稚園が併設されている場合は、園訪問を併せて実施しますので、幼稚園と時間を調整のうえ設定をお願いします。



平成30年度「知の森」構想に係る確かな学力を育む取組について

篠山市教育委員会学校教育課

1 はじめに

篠山市教育委員会では、子どもたちに育む学力を1本の樹（「学力の樹」）と捉えている。1枚1枚の「葉」は一つ一つの知識や技能、地中に広がる「根」は学習習慣や意欲・関心・態度、その「葉」と「根」をつなぐ「幹・枝」は思考力や判断力、表現力とし、これらの力を総合的に身につけることが必要である。また、学力を個人ではなく集団に属する概念として捉え、学級や学校の集団としての力、さらには学校・家庭・地域とともに地域コミュニティとしての力の向上させることが肝要である。

学校は、児童生徒の確かな学力を育成し、さらに向上させるために、地域・保護者に学ぶことの意義や学ぶことの価値を適切に発信する。そして、地域とともにある学校づくりの推進が「学力の樹」を育て、『知の森』を育む学びの循環を生み出すと考える。

平成30年度、教育委員会として、下記の取組を実施する。

2 篠山市学力・生活習慣状況調査

(1) 学力調査

ア 調査の目的

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

イ 調査の対象学年

市内小学3年生～5年生
市内中学1年生～2年生

ウ 調査実施日

小・中学校 平成30年4月17日（火）

(2) 生活習慣状況調査

ア 調査の目的

確かな学力を育むために、基本的な生活習慣・学習習慣の土台となる、児童生徒の「自己肯定感」を高めて学習意欲の向上を図るとともに、他者との関わりを豊かにして「社会性」を養うため、学級経営や生徒指導の指針作りに役立てる。

イ 調査の対象学年

市内小学3年生～6年生
市内中学1年生～3年生

ウ 調査実施日

小・中学校 平成30年5月22日（火）
（一部の学校については平成30年5月25日（金）に実施）

3 学力向上プロジェクト事業

(1) 学力向上研修会

篠山市学力・生活習慣状況調査の結果を踏まえて、「確かな学力」を育むため、学習指導要領に示されている内容について児童生徒の定着状況を把握し、指導計画の見直しや指導方法の工夫改善のあり方を明確にする。

(2) 学力向上プロジェクトチーム

「学力向上プロジェクトチーム」を設置し、本市の学力向上に係る課題の改善方策を研究する。本市が作成したリーフレットやチェックシートを活用し、「確かな学力」を育む授業改善に向けた取組を推進する。



(公 印 省 略)
篠 教 学 第 4 3 号
平 成 3 0 年 4 月 1 2 日

各小・中学校長 様

篠山市教育長

平成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査の実施について (依頼)

このことについて、別添要項のとおり実施します。

ついては、別添「篠山市学力・生活習慣状況調査の実施について (お願い)」を事前に各
該当児童生徒の保護者に配布願います。

篠山市教育委員会事務局 学校教育課 担当：方山 直人 TEL：079-552-5653 FAX：079-552-8015 E-mail：katayama-naoto@gw.city.sasayama.hyogo.jp
--

平成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査実施要項

篠山市教育委員会

1 趣 旨

「確かな学力」を育むため、学習指導要領に示されている内容について児童生徒の定着状況を把握し、指導計画の見直しや指導方法の工夫改善の在り方を明確にする。また、生活習慣の状況を把握し、学級経営や生徒指導の指針づくりに活用する。

2 調査対象

- (1) 学力調査 小学3年生～5年生、中学1年生～2年生
- (2) 生活習慣状況調査 小学3年生～6年生、中学1年生～3年生

3 調査内容

(1) 学力調査（各1単位時間）

学習指導要領に示されている目標や内容に照らした学習の実現状況を調査する。教科、内容及び時間割については以下のとおりとする。

学 年	小3	小4	小5	中1	中2
教 科	国・算	国・算・理		国・数・理	

※ 内容は、前学年からの出題を基本とする。ただし、中学1年生は小学4年生からの内容を含む。

※ 全国調査の対象以外の学年の時間割は、1校時国語、2校時算数・数学、3校時理科とする。（小学3年生では理科は実施しない。）

※ 全国調査の対象である小学6年生は、1校時国語A・算数A（全国調査）、2校時国語B（全国調査）、3校時算数B（全国調査）、4校時理科（全国調査）、5校時児童質問紙（全国調査）、中学3年生は1校時国語A（全国調査）、2校時国語B（全国調査）、3校時数学A（全国調査）、4校時数学B（全国調査）、5校時理科（全国調査）、6校時生徒質問紙（全国調査）を実施する。

(2) 生活習慣状況調査（児童・生徒用）

児童生徒の学ぶ意欲や学び方、学習習慣・生活習慣等についての意識アンケートを実施する。（約30分）

4 調査実施日

- (1) 学力調査 平成30年4月17日（火）
- (2) 生活習慣状況調査 平成30年5月22日（火）
（一部の学校については平成30年5月25日（金）に実施）

5 調査に係る実施スケジュール

(1) 学力調査

4月12日(木) 校長会において「実施のてびき」配付
各学校に部材到着

4月17日(火) 調査実施

※ 学年によっては、ものさしやコンパスが必要になりますので、あらかじめ児童生徒に連絡ください。

※ 調査実施後、問題用紙は学校で保管し、6月末以降に児童生徒に返却ください。

4月27日(金) 解答用紙発送期限 (集計に含めない解答用紙も含む)

※ 各学校がフリーダイヤル(0120-01-9625)でヤマト運輸に連絡のうえ、回収を依頼願います。児童生徒の解答用紙は一度で発送ください。

※ 集計に含めない解答用紙には、それぞれ「データ運用欄」に「PD」と記入ください。(『実施のてびき』の8ページ参照)

6月4日(月) 結果資料返却予定

(2) 生活習慣状況調査

5月18日(金) 各学校に部材到着

5月22日(火) 調査実施…実施時間は各校で設定ください。

※ 調査実施後、質問冊子は学校で保管し、結果資料を受け取ったのち、発送いただきます。

5月29日(火) 回答用紙発送期限 (集計に含めない回答用紙も含む)

※ 各学校がフリーダイヤル(0120-01-9625)でヤマト運輸に連絡のうえ、回収を依頼願います。児童生徒の回答用紙は一度で発送ください。

※ 集計に含めない回答用紙には、それぞれ「データ運用欄」に「PD」と記入ください。

6月22日(金) 結果資料返却予定

※ 各学校がフリーダイヤル(0120-01-9625)でヤマト運輸に連絡のうえ、質問冊子の回収を依頼願います。

6 その他

(1) 調査3日前までに、下記により児童生徒へ調査の説明を願います。

篠山市教育委員会が学力・生活習慣状況調査を行います。
この調査は、ペーパーテストやアンケートによって、みなさんの学習の状況や学習に対する意欲を把握し、学力の定着を図るとともに篠山市の教育を更によくしようとする目的で実施されます。

(2) 児童生徒から本調査と児童生徒の成績評価との関係について質問があった場合、本調査と成績評価とは関係ないと回答願います。ただし、本調査の趣旨を説明し、真剣に取り組むように指導願います。

(3) 調査結果の取り扱いについては、平成30年4月12日付け篠教学第44号「平成30年度全国学力・学習状況調査及び平成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査に係る結果の公表について」の内容を十分に理解いただき、適切に対応願います。



平成30年4月13日

保護者 様

篠山市教育長

篠山市学力・生活習慣状況調査の実施について（お願い）

春暖の候、保護者のみなさまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、篠山市では下記のとおり「篠山市学力・生活習慣状況調査」を実施します。この調査は、学力調査及び生活習慣調査を実施し、学習や生活の状況を把握することによって、今後の学校教育の改善に役立てようとするものです。

調査結果については、篠山市教育委員会が一括して処理し、学力向上の分析に活用します。また、本調査と児童生徒の成績評価とは関係がありません。指導方法の工夫改善をさらに促進するという趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 趣 旨

「確かな学力」を育むため、学習指導要領に示されている内容について、児童生徒の定着状況を把握し、指導計画の見直しや指導方法の工夫改善を図ります。

2 調査内容及び調査対象者

(1) 学力調査

学習指導要領に示されている目標や内容に照らした学習の定着状況を調査する。教科、内容については以下のとおりとします。

○小学3年生・・・国語、算数（前学年の内容から出題）

○小学4年生、5年生・・・国語、算数、理科（前学年の内容から出題）

○中学1年生・・・国語、数学、理科（小学4年生～6年生の内容から出題）

○中学2年生・・・国語、数学、理科（前学年の内容から出題）

(2) 生活習慣状況調査（児童・生徒用）

児童生徒の学ぶ意欲や学び方、学習習慣・生活習慣等についての意識調査を実施します。

○小学3年生～中学3年生

3 調査実施日

(1) 学力調査 平成30年4月17日（火）

(2) 生活習慣状況調査 平成30年5月22日（火）

※西紀南小学校、西紀小学校及び西紀北小学校については、生活習慣状況調査を平成30年5月25日（金）に実施します。

(別紙1)平成30年度全国学力・学習状況調査及び篠山市学力調査に係る流れ

1 4月17日(火)について

学校・学年 校時	各小学校		各中学校	
	3年生～5年生	6年生	1年生及び2年生	3年生
1校時	国語(市調査)	国語 A・算数 A (全国調査)	国語(市調査)	国語 A (全国調査)
2校時	算数(市調査)	国語 B (全国調査)	数学(市調査)	国語 B (全国調査)
3校時	理科(市調査) ※3年生は実施しない	算数 B (全校調査)	理科(市調査)	数学 A (全校調査)
4校時	/	理 科 (全国調査)	/	数学 B (全国調査)
5校時		児童質問紙 (全国調査)		理 科 (全国調査)
6校時				生徒質問紙 (全国調査)
【15時30分】：全国学力・学習状況調査「調査終了報告書」→市教委へ				

※本年度は、各校よりの実施状況の Web システムにおける報告はありません。

2 5月22日(火) (西紀南小学校、西紀小学校及び西紀北小学校は5月25日(金)に実施)

学校・学年 校時	各小学校		各中学校	
	3年生～5年生	6年生	1年生及び2年生	3年生
各学校の 設定する 時間 (30分)	生活習慣状況調査(市調査)		生活習慣状況調査(市調査)	

(別紙2) 平成30年度全国学力・学習状況調査及び篠山市学力・生活習慣状況調査等に係るスケジュールフロー

		全国学力・学習状況調査	篠山市学力・生活習慣状況調査
調査の実施・解答(回答)の発送期間	4月12日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・学力調査問題等到着(各学校) ・調査の実施日(集計対象は当日のみ) ・調査可能な期間(4月17日～4月27日) ・解答用紙発送期限 ・生活習慣状況調査質問紙到着(各学校) ・生活習慣状況調査の実施日(～29日まで実施可) ・調査可能な期間(5月22日～5月29日) ・回答用紙発送期限(集計に含めない場合は6月5日が発送期限)
	4月16日	月	
	4月17日	火	
	4月18日	水	
	4月27日	金	
	5月18日	金	
	5月22日※	火	
5月29日	火		
結果の返却予定・分析及び保護者・児童生徒への返却期間	6月4日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・市学力調査の結果返却予定日 ・市生活習慣状況調査の結果返却予定日 ・夏季休業中の課題作成 ・市調査 保護者・児童生徒への結果返却
	6月22日	金	
	7月上旬～7月下旬		
	8月中旬～8月下旬		
	9月中旬～9月下旬		
公表及びフィードバック	9月末日頃		<p>各校における結果の公表</p> <p>課題等の授業等へのフィードバック</p>

※ 西紀南小学校、西紀小学校及び西紀北小学校については5月25日(金)に実施



(公印省略)
篠教学第44号
平成30年4月12日

各小・中学校長 様

篠山市教育長

平成30年度全国学力・学習状況調査及び平成30年度篠山市学力・
生活習慣状況調査に係る結果の公表について

このことについては、平成29年12月28日付け篠教学第1877号の2「平成29年度
全国学力・学習状況調査の実施について」及び平成30年4月12日付け篠教学第43号「平
成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査の実施について」にて通知しているところです。

ついては、別紙「平成30年度全国学力・学習状況調査及び平成30年度篠山市学力・生活
習慣状況調査の実施並びに結果の公表の考え方」の内容を十分にご理解いただき、結果の公表
について下記により対応願います。

記

1 調査結果（個人票）の返却

(1) 平成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査について

ア 返却時期

1学期末保護者懇談時（事前に教育相談等を実施し児童生徒に返却することも可）

イ 対象

保護者・児童生徒

(2) 平成30年度全国学力・学習状況調査について

ア 返却時期

文部科学省から返却後1ヶ月程度を目途とする。

イ 対象

保護者・児童生徒

2 学校別の公表

(1) 内容

両調査結果の分析から明らかになった取組の成果や今後の取り組むべき課題・改善策を示す。

なお、公表資料の作成に際して、別添の様式例Ⅰ及びⅡを参考とすることができる。

(2) 公表時期

平成30年9月末日を目途とする。

(3) 対象

保護者・地域住民等

(4) 公表資料の提出

ア 提出書類

「平成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査」及び「平成30年度全国学力・学習状況調査」に係る学校別公表資料（様式自由）

イ 提出期限

平成30年10月5日（金）

ウ 提出部数

1部（電子媒体で提出願います）

エ 提出先

篠山市教育委員会事務局学校教育課（担当：方山）

3 その他

「平成30年度篠山市学力・生活習慣状況調査」の結果から明らかになった課題の改善策の一環として、夏季休業中の課題を作成するよう願います。

篠山市教育委員会事務局 学校教育課

担当：方山 直人

TEL：079-552-5653

FAX：079-552-8015

E-mail：katayama-naoto@gw.city.sasayama.hyogo.jp

(別紙)

平成30年度全国学力・学習状況調査及び平成30年度篠山市 学力・生活習慣状況調査の実施並びに結果の公表の考え方

篠山市教育委員会事務局学校教育課

- 1 調査実施及び結果の公表に係る基本的な考え方について
 - (1) 実施要領（全国調査）または実施要項（市調査）に基づき対応する。
 - (2) 調査の実施により、学力の状況のみならず、児童生徒の学習意欲、学習方法、生活の諸側面や学校における教育条件の整備の状況も明らかになることから、それら全体的な特徴や課題を踏まえ、教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、指導等の改善につなげる。
 - (3) 調査結果の公表に当たっては、調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを明示するとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する。
 - (4) 小規模学級（1学年20人未満）の数値公表については、平均正答率のみを用いて相対的に比較することは統計的な精度、個人情報保護の観点から原則行わないこととする。但し、各設問の状況や各質問の回答状況についてわかりやすく説明することを妨げるものではない。

2 調査結果の公表について

(1) 篠山市教育委員会

- 市全体の平均正答率、質問紙の回答状況（継続）
- 個別の学校名を明らかにしない形での1学年20人以上の学校の分布状況及び効果を上げている取組（継続）

- ・ 学校間の序列化や過度な競争を生じないように、単に調査結果を公表するのではなく、篠山市における課題を明確にし、課題解決に向けた指導方法の工夫・改善を明示するなど、工夫した公表になるよう配慮する。
- ・ 効果をあげている学校の取組を普及啓発する観点から、学校の分布状況を文章表記で示し、効果を上げている学校の状況を例示することがある。

(2) 学校

- 調査の趣旨・目的、全国的な状況、経年的な状況を含め調査結果の分析から明らかになった取組の成果や今後取り組むべき課題・改善策（継続）

- ・ 数値等を用いて保護者や地域住民に分析結果をわかりやすく説明するものとする。別添の様式例Ⅰ及びⅡを参照し、校長のリーダーシップのもと効果的な公表となるよう取り組むこと。
- ・ 当該調査の学力部分の平均正答率等で安易に比較、評価、序列化されることのないよう留意すること。また、公表資料にその旨付記し、ホームページに公表する場合はコピー不可等の規制をかけること。
- ・ 単に調査結果を公表するのではなく、各学校における課題を明確にし、課題解決に向けた指導方法の工夫・改善を明示するなど、保護者や地域住民に対する説明責任が果たせるものとなるよう配慮すること。
- ・ 公表内容を市教育委員会に報告する。開示請求については、市教育委員会の指導のもと対応すること。
- ・ 個人情報の保護には十分配慮した公表にすること。



篠山市立〇〇学校 学習や生活に関する学力向上プラン

本校は、篠山市学力・生活習慣状況調査(全国学力・学習状況調査)結果をもとに授業等の改善を行うため、「学習や生活に関する学力向上プラン」を作成しました。学力の定着状況をご理解いただき、子どもたちの学習や生活習慣の改善や学校の教育活動に対して支援いただければありがたいと思います。

【全国学力・学習状況調査及び篠山市学力・生活習慣状況調査結果の概要】

全体的な状況

- ・篠山市学力・学習状況調査(以下「市調査」)(全国学力・学習状況調査(以下「全国調査」))ともに、漢字の読み書き、計算(少数の計算・分数の計算)など基礎的な問題の正答率が高いことがわかりました。これは、家庭学習で漢字の読み書き、計算などを毎日継続しているとともに、朝学習で週4日、漢字の読み書きと計算を続けてきた成果だと考えています。
- ・全国調査では、今まで無解答の割合が全国平均より高かったのですが、本年度は全国平均より低くなっていました。これは、自分で課題を設定し、その課題を自分で解決しようというスタイルに授業を改善したことで、子どもたちがあきらめずに最後まで問題に取り組もうとする意欲が向上したからだと考えています。
- ・全国調査では、「1日あたりの読書時間」の質問に1時間以上読書すると回答した児童が昨年度よりも9%増加し、23%となりました。これは、児童会活動で「読書運動」に取り組んだことや保護者・地域の方が家庭での読書に対して子どもたちに声をかけてくださったからだと考えています。

課題と対応

国語 書く力を育むことで伸ばす読解力の育成

・全国調査の結果から、国語では文章を読んで、その内容を要約するところに課題があることが明らかになりました。国語の授業はもちろん、社会や総合的な学習の時間などで文章を読んで要約するという活動を取り入れること、また、中学年から帰りの会の時間に記入する連絡帳に、50字から100字程度の「一言日記」を継続することで、要約して書く力を身に付けるようにしていきたいと考えています。

算数 イメージ化する力の育成

・市調査の結果から、算数では、単位量あたりの考え方を使って問題を解く際に、正しく立式できない児童が多いことが明らかになりました。今後、予習により、解決方法のイメージをもって授業に臨ませるとともに、対話の中で数直線や線分図、関係図を積極的に活用できるような授業づくりをめざします。

理科 観察・実験の技能の育成

・市調査の結果から、理科では、どの学年においても観察や実験の技能の定着に課題があることが明らかになりました。結果だけでなく、実験の意図や目的をはっきりさせることで、観察や実験の考察につなげたり、復習を行ったりしていきたいと考えています。

学習・生活習慣 確かな学びの礎(いしずえ)の育成

・全国調査の結果から、家庭学習の時間が短いことがわかりました。各教室に自主勉強紹介コーナーを設けることで、家庭で自主勉強に取り組むことができるようにしていきたいと考えています。

【保護者・校区の方へのお願い】

全国調査・市調査の結果や本校の生活アンケートでも、全ての学年で家庭学習の時間が短いという結果でした。特に、復習を行っている児童が少ないということでした。「家庭学習の手引き」にあるように、習ったことを確実に身に付けるためには、その日に学校で学習した内容を自主勉強ノートにまとめテストで間違ったところをおさらいするなど復習をしっかりとすることが大切ですのでご家庭でも声をかけてください。

また、学校地域運営協議会でも家庭学習について話し合われています。〇〇中学校区小中連携の取組の中で、家庭学習の時間を確保するために、中学校区を挙げて「ノーメディア週間」を実施することにしました。地域の掲示板へのポスターの掲示等を行い、地域を挙げて取り組もうと考えていますので、家庭と共に地域の方のご協力をお願いいたします。

篠山市立〇〇学校 学習・生活習慣に関する調査結果の概要に係る資料

篠山市学力・生活習慣状況調査（全国学力・学習状況調査）は、各教育委員会や各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、学習指導や生活指導の改善等に役立てることを目的として実施されています。

本調査について、経年比較等も踏まえ、ここに分析結果をまとめました。本調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえつつ、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、一層の指導上の工夫改善に努めますので、学校の教育活動に対して支援していただければありがたいと思います。

※数値公表は、小規模学校については、平均正答率の差を用いて相対的に比較することにより統計的精度、個人情報保護の観点から原則行わないこととする。

- 1 篠山市学力・生活習慣状況調査（全国学力・学習状況調査）の結果について
- 5年 国語（目標値 66.4）本校 68.1 算数（目標値 66.6）本校 66.2
- 6年 国語（目標値 63.9）本校 65.4 算数（目標値 67.4）本校 59.2

2 課題の見られた問題について

平成 年度調査の課題（与えられたヒストグラムについて、ある階級の相対度数を求めること）を踏まえて、度数分布表から相対度数を求めることができるかどうかをみる問題が今年度も出題されました。平成 年度は、無解答率が30.5%で正答率が13%でしたが、資料の活用をする授業の改善を行ったことから平成 年度は無解答率が10%となり正答率が65%まで改善されました。

13 次の(1)、(2)の各問いに答えなさい。

(1) ある中学校の3年生に対して、通学時間を調査しました。下の度数分布表は、その結果をまとめたものです。

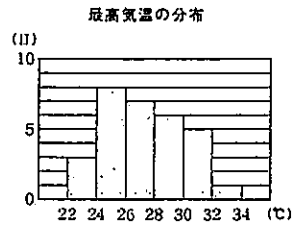
3年生の通学時間

階級(分)	度数(人)
0～10	5
10～20	9
20～30	14
30～40	18
40～50	11
50～60	3
合計	60

30分以上40分未満の階級の相対度数を求めなさい。

(26年度調査 数学A)

(2) 下の図は、ある市の平成24年6月1日から30日までについて、日ごとの最高気温の記録をヒストグラムに表したものです。このヒストグラムから、例えば、最高気温が30℃以上32℃未満の日が5日あったことがわかります。



22℃以上24℃未満の階級の相対度数を求めなさい。

(25年度調査 数学A)

3 生活習慣・学習習慣について

自尊感情に関する質問

ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか
自分には、よいところがあると思いますか
将来の夢や目標を持っていますか

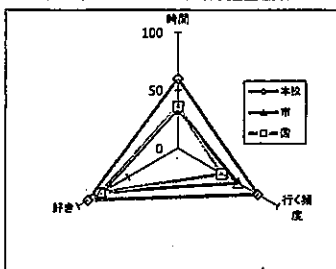
家庭学習に関する質問

学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾や家庭教師含む）＝1時間以上
家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか
家で、学校の宿題をしていますか
家で、学校の授業の予習をしていますか
家で、学校の授業の復習をしていますか

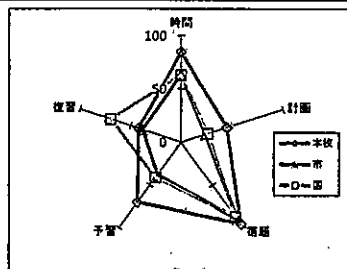
読書に関する質問

家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）＝30分以上
本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館にどれくらい行きますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）＝月1～3回以上
読書は好きですか

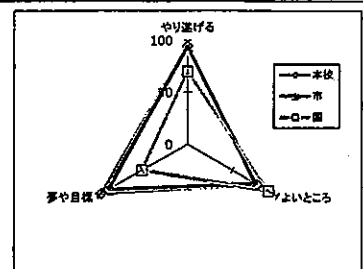
自尊感情に関する質問



家庭学習に関する質問



読書に関する質問



平成30年度 外国語教育・国際理解教育推進について

篠山市教育委員会学校教育課

1 ねらい

グローバル化する現在、自国の文化、美徳、よさを備えつつ、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められる。言語や文化に対する理解を深め、語学力やコミュニケーション力を育むとともに、多様な人々と協働していくことができるようになることが重要である。

国の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画スケジュール」（平成27年9月）では、英語教育改革を進める中での、2020年（平成32年）新学習指導要領小学校全面実施までの小学校体制整備について示された。（【図1】）

本市では、国や県の動向を注視しつつ、小学校段階からの外国語教育の一層の充実を図っている。昨年度は、教員研修を通して教員の資質及び指導力向上、中学校英語科との円滑な接続を図るための「篠山モデルプラン（H30）」を作成した。本年度は、モデルプランに基づいて実践研究を行い、その成果を市内全学校に普及し、平成32年度の中学年外国語活動導入、高学年教科化に向けて着実に推進していくこととする。また、児童が外国の文化や言語に触れる機会を提供するなど国際理解教育のさらなる推進を図る。

2 方針

本市では、外国語教育・国際理解教育を次のとおり推進する。

（1）教員の資質及び指導力向上を図ることにより、授業改善を実現する。

ア 中学校区を基本とした基本研修を行い、教員の外国語教育についての理解を深め、意識向上及び不安解消を図る。

イ 中核教員を対象としてより実践的な研修を行い、教員の資質及び指導力向上を図る。

（2）新学習指導要領全面実施を見据えて、環境・体制整備を進める。

平成30～31年度には、モデルプランに基づいて研修および実践研究を行う。また、その成果を市内全校に普及し、翌平成32年度の新学習指導要領に基づく小学校全面実施につなげる。

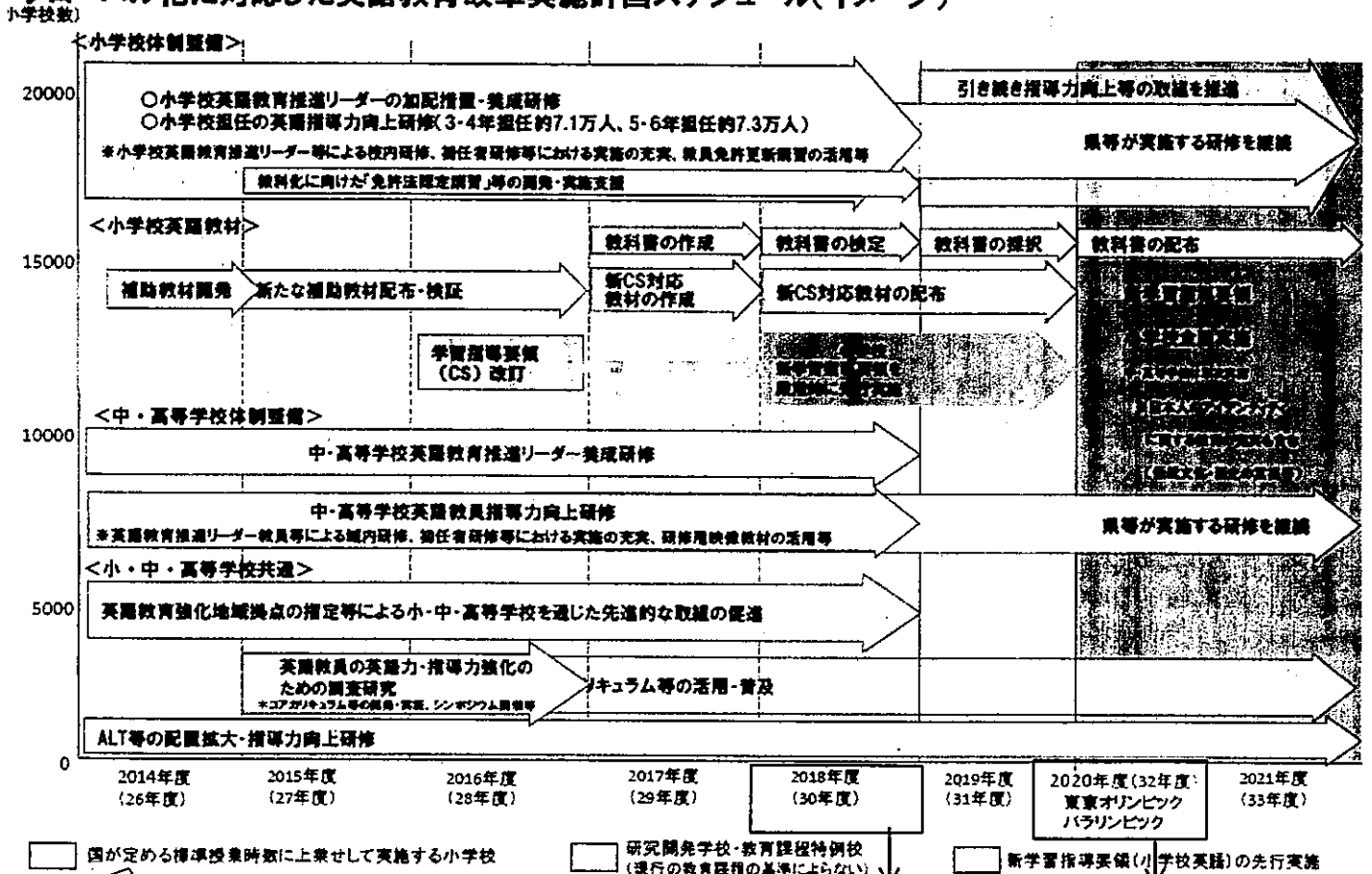
（3）外部機関や地域人材等を活用し、外国の文化や言語に触れる機会を提供する。

3 外国語教育推進事業計画及び内容

(1) 実施計画について

平成27年9月

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画スケジュール(イメージ)



【図1】
中央教育審議会 教育課程部会
教育課程企画特別部会
外国語ワーキンググループ
補足資料 (2016.1.12) より

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	
2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
3年生	4年生	5年生	6年生		
準備・実践研究			重点研究校実施		全面実施

【平成28～29年度】

「外国語教育推進ワーキンググループ」

- 外国語活動
 - ・各単元の充実を図る
- プレ外国語活動 (1～4年生対象の活動)
 - ・活動案等を提案する
- 「篠山モデルプラン」の実践研究

【平成30～31年度】

- 「篠山モデルプラン」、新学習指導要領対応教材を用い、
 - ・3、4年生対象に外国語活動を実施する
 - ・1、2年生対象にプレ外国語活動を行う

「外国語活動推進ワーキンググループ」

- 「篠山モデルプラン」の整理・完成
- 5、6年生対象に教科化を見据えた授業を行う

(2) 実施内容等について

ア 「外国語教育推進ワーキンググループ」の設置（平成28～30年度）

外国語教育推進に核として取り組む組織として「外国語教育推進ワーキンググループ」を設置する。

構成員は、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業における英語教育推進リーダー中央研修参加者、大学と連携した英語指導力向上事業参加者、篠山市小学校教育研究会外国語活動部会部長等とする。

構成員は外国語教育に係る「推進リーダー」として、「篠山モデルプラン(H30)」に基づき、外国語活動等の授業についての実践、検証、情報収集を行い、市内学校に普及しながら、本市における外国語教育を中心的に推進する。

イ 外国語教育「篠山モデル（仮）」作成

平成32年新学習指導要領全面実施に向けた移行期間においては、5・6年生では「外国語科」、3・4年生では「外国語活動」、1・2年生では「プレ外国語活動」とする。

(7) 系統的な年間計画と活動案

- (1) 教材（絵カードなどを各教員プリントアウトして活用できるように、サイボウズのフォルダ等に保存）
- (2) 活動方法紹介動画（活動方法等を各教員が視聴できるように、保存）
- (3) 「篠山モデル（仮）」や活動方法について検討等

ウ 「篠山市外国語科研究指定校」設置（平成30～31年度）

市内1～2校を指定校とし、平成32年度の新学習指導要領小学校全面実施に向けて中学年での外国語活動、高学年での外国語科の実践を通じた研究を行う。また、その実践研究内容及び結果を市内各校に公表し啓発を図る。

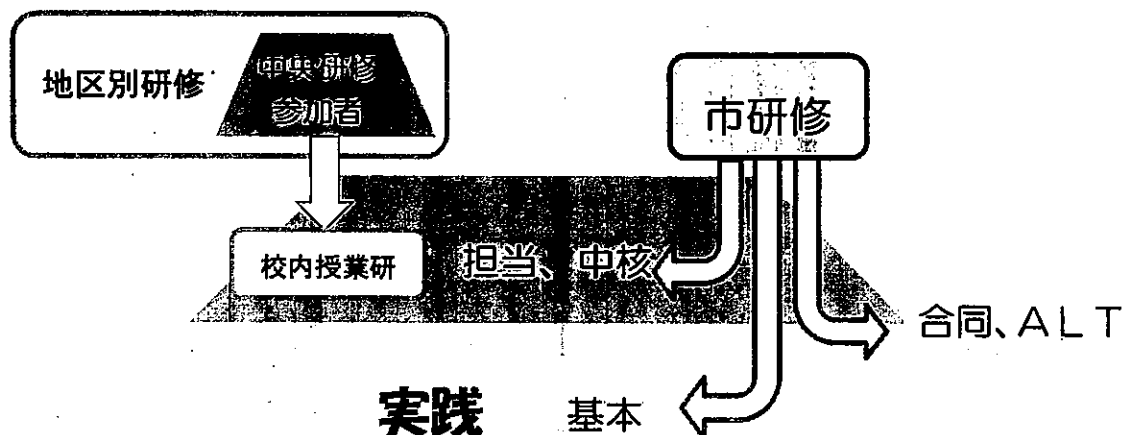
エ 研修会の開催

(7) 目的

中学校区（西紀中・今田中は合同）ごとに行う基本研修や各校担当者等を対象とする中核研修及びALTとの合同研修を実施し、外国語活動の活性化と指導者の資質向上及び指導力向上に資する。（〔図2〕）

(1) 実施方法等

- ・外国語活動担当者研修会（年間3回）
対象者 各小・特別支援学校外国語活動担当者
- ・夏季研修会
対象者 基本研修：各学校教員（各校1名以上希望者）
中核研修：各学校外国語活動担当者及び経験者、中学校教員
合同研修：各小中校ALT担当者、ALT
- ・指導予定者 外国語教育推進リーダー、ALT等
- ・内容 講義、ワークショップ、マイクロティーチング、実践交流等



【図2】

オ ALTミーティング

(ア) 目的

市内ALTが定期的に集まり、実践交流及び情報交換を行う。また、必要に応じて外国語教育推進ワーキングチームと合同で活動し、外国語教育の活性化のための具体的な方策について検討・実践を行い教育効果の向上に資するとともに、ALTの資質向上を図る。

(イ) 実施方法等

- ・時期 每学期1回
- ・対象者 市内ALT 8名
- ・内容 実践交流、情報交換、外国語教育推進ワーキンググループへの協力、研修会準備等

4 国際理解教育推進事業について

(1) 「プレ外国語活動」

1～2年生を対象とした「プレ外国語活動」において、外国語活動や外国語科への円滑な接続と外国語学習に対する積極的な姿勢を育む。

(2) 国際理解教育プログラム

ア 目的

各小学校・特別支援学校において、市内在住外国人等地域人材をゲストティーチャーとして招聘し、体験的な異文化理解や国際理解を推進し、グローバル化に対応した人材の基礎を培う。

イ 実施方法等

- ・対 象 各小学校・特別支援学校（計15校）
- ・対象学年、実施日時、内容（国や活動等） 各校が計画
- ・講師等 必要に応じて地域人材等に依頼、または篠山国際理解センター「地球っ子・地球市民プログラム」に申請
- ・費 用 1校につき10,000円を上限として補助

(3) English Workshop

ア 目的

ALTとのふれあいを楽しみながら、子どもたちが英語を使って遊びや活動にチャレンジし、英語や外国の文化に触れる機会とする。

イ 実施方法等

- ・時 期 夏季休業中
- ・対象者 学童保育に参加している市内小学生等
- ・内 容 希望のある学童保育にALTが訪問し、英語を使ってさまざまな活動する機会を提供する。
(活動例) 歌、ゲーム、カードや絵等の創作 等



(公印省略)
篠 教 学 第 3 1 号
平 成 3 0 年 4 月 1 2 日

各 学 校 長 様

篠 山 市 教 育 長

いじめの問題に対する対応の徹底について

いじめの問題への対応については、「篠山市子どものいじめの防止等に関する条例」及び「篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針」等を踏まえた学校基本方針に基づき、いじめ対応チームを中心とした一層の取組の充実を図っていただいているところです。

ついでには、いじめ防止等に係る校内の体制整備に努めるとともに、事案が発生した場合は迅速かつ組織的に対応願います。また、いじめの早期発見・早期対応に係る報告等は、以下2の通りとしますので、教職員に周知願います。

記

1 各学校の取組について

(1) 校内体制づくりの充実

- ア 「学校いじめ防止基本方針」を定め、入学時や各年度の開始時等の機会を通じて、直接、児童生徒に説明願います。
- イ いじめ防止等の対策のための組織として、校内に「いじめ対応チーム」を設置し、身近な相談窓口として、「いじめ対応チーム」が認識されるよう、児童生徒、保護者に周知願います。
- ウ 児童生徒の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な取組を計画・実施願います。
- エ 同校種、異校種間の学校相互の連携協力を図るとともに、中学校においては、小学校からの一貫した指導が行われるよう、体制づくりを強化願います。

(2) 集団づくりの充実

- ア 全ての教育活動を通じた人権教育や道徳教育、体験教育等の計画・実施願います。
- イ 自己肯定感・自己有用感を高める、学級活動や学級活動、学年・学校行事を実施願います。

(3) 家庭や地域との連携強化

「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公開するとともに、様々な機会を通じていじめ問題に関する正しい理解の普及啓発を行い、連携体制への協力を依頼願います。

2 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 各学校の取組

- ア 市内小中学校の全ての児童生徒を対象に、年間3回以上のいじめアンケートを実施します。
 - ・内容は共通した項目(別紙「いじめアンケートに含むべき項目」)により実施することとします。ただし、学校が実情に応じ、任意の項目を入れることは可とします。
- イ アンケート結果をまとめ、対策を検討、実施します。
 - ・結果や課題について、全教職員で共有した上で、取組の改善を願います。
 - ・いじめやいじめの疑いがある場合には、「個別面談」の実施等、早急に認知に向けた取組を実施願います。
- ウ アンケート結果を児童生徒に知らせ、いじめを許さない学校・学級づくりに活用します。

・実情を児童生徒自身が知ることを通じて、児童生徒一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を持ち、実践するよう指導願います。

エ アンケート結果と取組状況を児童生徒及び保護者等に知らせ、学校と保護者等がより積極的に連携することで、いじめを正確に漏れなく認知するとともにいじめ防止を推進します。

・例：学校だよりの配布、学級・個人懇談での話し合い、学校運営協議会での情報共有等

(2) 市教育委員会の取組

各学校のアンケート結果をとりまとめ、公表します。

(3) 提出書類・提出期日

学期	提出書類	提出期日	提出方法
1 学期	ア いじめアンケート集計表 (別紙様式 1)	7 月 4 日 (水)	電子媒体
2 学期	イ いじめアンケート結果に基づく対策 (別紙様式 2)	1 2 月 5 日 (水)	
3 学期		3 月 6 日 (水)	

(4) 提出先 篠山市教育委員会事務局学校教育課 (担当：采女達也)

3 いじめの問題に係る報告の提出について

(1) いじめの疑いに関する情報があれば、ただちに「生徒指導 (いじめ) にかかる事故報告 (別紙様式 3)」により、篠山市教育支援センターに報告願います。

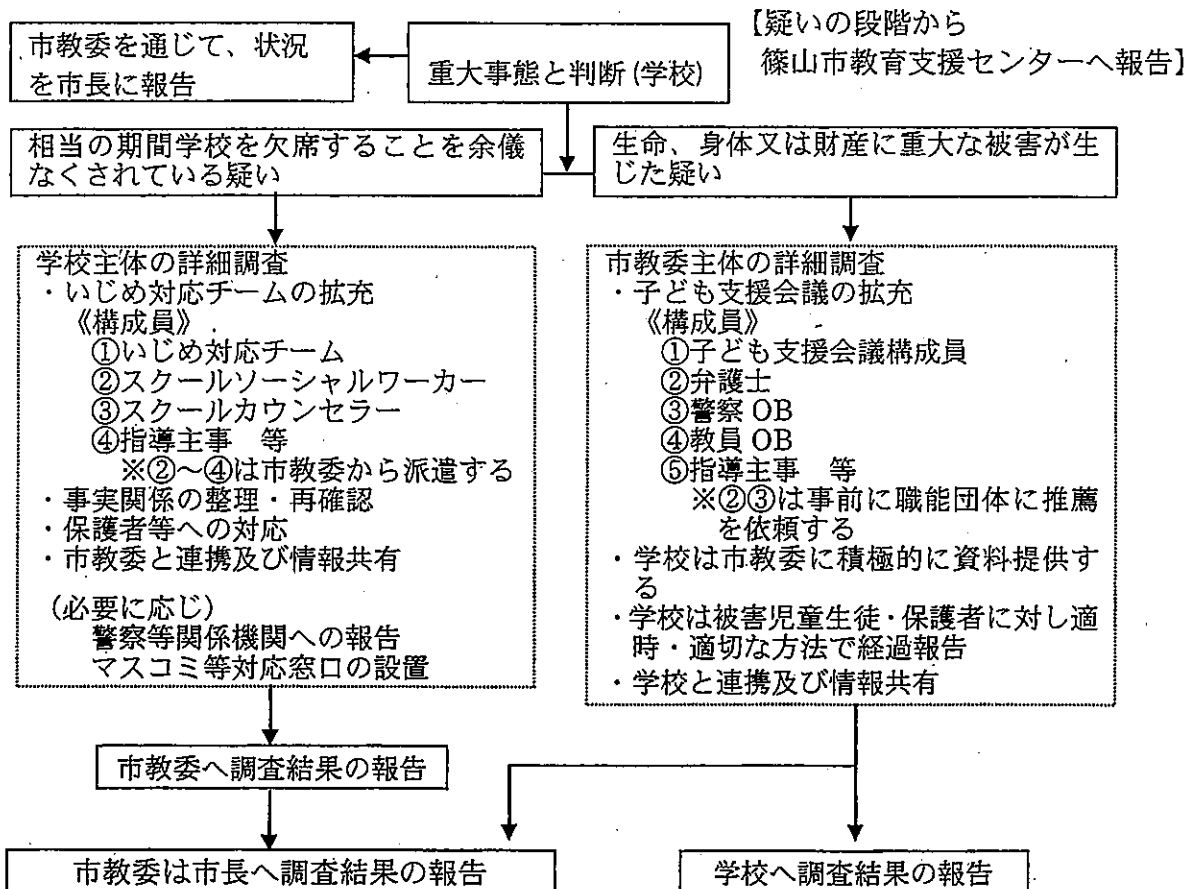
※ 報告事項 ①被害児童生徒情報 ②いじめの具体的内容 (5W1Hを明記) ③学校の対応・措置・指導等 (簡潔に要点等を明確に記載) 等

(2) 緊急対応会議を開きいじめを認知した段階で、再び (1) で提出した別紙様式 3 に加筆し、その日のうちに篠山市教育支援センターに報告願います。

※ 報告事項 ①加害児童生徒情報 ②学校の対応・措置・指導等 ③今後の方針 等

(3) いじめの認知後、1 週間を目安に別紙様式 3 に状況を加筆し、篠山市教育支援センターに提出願います。

4 重大事態に係る対応について



※学校は被害児童生徒・保護者へ調査結果の報告

※市教委又は学校は結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む

(1) 調査主体の決定について

ア 調査主体は市教委と学校長との協議によって決定する。

イ 「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」に該当しない場合でも、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や学校の調査では必ずしも十分な結果が得られないと考えられる事案については市教委による調査を実施する。

(2) 「篠山市子どものいじめ対策委員会」による再調査について

重大事態の調査結果について報告を受けた市長が必要と認める場合は、学校又は市教委の調査結果を調査することがある。

5 その他

(1) 学校いじめ防止基本方針の公開にあたっては、ホームページを活用するほか、4月の保護者会等の機会を通じて理解を図るとともに、協力が得られるようその内容について周知願います。

(2) いじめをはじめ、学校だけでは解決困難な事案については、早期から関係機関に相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合には、直ちに通報願います。

6 参考資料

(1) いじめの報告に係る関係書類

ア 生徒指導（いじめ）にかかる事故報告（別紙様式3）

イ いじめ（重大事態）の発生した学校の個別調査票（様式Ⅲ）

ウ 不登校状況（いじめ認知）の個別調査票（別紙様式）

(2) いじめへの対応に係る資料

ア 「不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）」（平成28年3月25日付け篠教学第1789号の2）の参考資料

イ 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形式及び新年度に向けた取組について（通知）」（平成28年3月25日付け篠教学第1790号の2）の別添資料

(別紙)

いじめアンケートに含むべき項目

- (1) 前回の調査以降に私はいじめられたことがあります。 (はい・いいえ)
- (2) 私は今もいじめられています。 (はい・いいえ)
- (3) (1)(2)の両方またはどちらかで「はい」と答えた人に聞きます。それはどんないじめですか。あてはまるものをすべて選びましょう。
- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - オ お金やものをたかられる。
 - カ お金やものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ク パソコンや携帯電話等で、悪口を送られたり、嫌なことをされたりする。
 - ケ その他 ()
- (4) 私は人をいじめたことがあります。 (はい・いいえ)
- (5) 私はいじめられている人を見たことがあります。 (はい・いいえ)
- (6) 私はいじめられている人がいると聞いたことがあります。 (はい・いいえ)
- (7) あなたはいじめられたときだれに相談しますか。あてはまるものをすべて選びましょう。
- ア 担任の先生
 - イ 担任の先生以外の先生
 - ウ 養護教諭
 - エ スクールカウンセラー
 - オ 電話相談など、学校以外の相談機関
 - カ 保護者や家族
 - キ 友だち
 - ク その他(地域の人など) ()
 - ケ だれにも相談しない
- (8) あなたはいじめを見たらどうしますか。あてはまるものをすべて選びましょう。
- ア いじめている人に注意する。
 - イ いじめられている人に励ましの言葉をかける。
 - ウ 先生に伝える。
 - エ 保護者や家族に相談する。
 - オ 友だちに相談する。
 - カ その他 ()
 - キ 何もしない。

アンケート例1

いじめアンケート

前回のアンケートから今日までを振り返って、次の各質問に答えましょう。
質問にあてはまる場合は、右の回答欄に○をつけましょう。

- (1) 私はいじめられたことがあります。 (はい ・ いいえ)
- (2) 私は今もいじめられています。 (はい ・ いいえ)
- (3) (1)(2)の両方またはどちらかで「はい」と答えた人に聞きます。それはどんないじめですか。あてはまるものをすべて選びましょう。
- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - オ お金やものをたかられる。
 - カ お金やものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ク パソコンや携帯電話等で、悪口を送られたり、嫌なことをされたりする。
 - ケ その他 ()
- (4) 私は人をいじめたことがあります。 (はい ・ いいえ)
- (5) 私はいじめられている人を見たことがあります。 (はい ・ いいえ)
- (6) 私はいじめられている人がいると聞いたことがあります。(はい ・ いいえ)
- (7) あなたはいじめられたとき、だれに相談しますか。あてはまるものをすべて選びましょう。
- ア 担任の先生
 - イ 担任の先生以外の先生
 - ウ 養護教諭
 - エ スクールカウンセラー
 - オ 電話相談など、学校以外の相談機関
 - カ 保護者や家族
 - キ 友だち
 - ク その他 (地域の人など) ()
 - ケ だれにも相談しない
- (8) あなたはいじめを見たらどうしますか。あてはまるものをすべて選びましょう。
- ア いじめている人に注意する。
 - イ いじめられている人に励ましの言葉をかける。
 - ウ 先生に伝える。
 - エ 保護者や家族に相談する。
 - オ 友だちに相談する。
 - カ その他 ()
 - キ 何もしない。

(1)	はい ・ いいえ	
(2)	はい ・ いいえ	
(3)	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	
	キ	
	ク	
	ケ	質問文の()に書いてください。
(4)	はい ・ いいえ	
(5)	はい ・ いいえ	
(6)	はい ・ いいえ	
(7)	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	
	キ	
	ク	質問文の()に書いてください。
	ケ	
(8)	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	質問文の()に書いてください。
キ		

アンケート例2 (ふりがな・(3)の質問文がやや平易)

いじめアンケート

前回のアンケートから今日までを振り返って、次の各質問に答えましょう。

質問にあてはまる場合は、右の回答欄に○をつけましょう。

(1) 私はじめられたことがあります。(はい・いいえ)

(2) 私は今もいじめられています。(はい・いいえ)

(3) (1)(2)の両方またはどちらかで「はい」と答えた人に聞きます。

それはどなんいじめですか。あてはまるものをすべて選びましょう。

ア からかわれたり、いやなことをいわれたりする。

イ 仲間はずれや、みんなで無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして節かれたり、蹴られたりする。

エ 強くぶつかられたり、節かれたり、蹴られたりする。

オ お金やものを持ってくるように言われる。

カ お金やものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、悪口を送られたり、嫌なことをされたりする。

ケ その他()

(4) 私は人をいじめたことがあります。(はい・いいえ)

(5) 私はじめられている人を見たことがあります。(はい・いいえ)

(6) 私はじめられている人がいると聞いたことがあります。(はい・いいえ)

(1)	はい・いいえ	
(2)	はい・いいえ	
(3)	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	
	キ	
	ク	
	ケ	質問文の()に書いてください。
	(4)	はい・いいえ
(5)	はい・いいえ	
(6)	はい・いいえ	

(7) あなたはいじめられたとき、だれに相談しますか。あてはまるものをすべて選びましょう。

- ア 担任の先生
- イ 担任の先生以外の先生
- ウ 養護教諭
- エ スクールカウンセラー
- オ 電話相談など、学校以外の相談機関
- カ 保護者や家族
- キ 友だち
- ク その他（地域の人など）（ ）
- ケ だれにも相談しない

(8) あなたはいじめを見たらどうしますか。あてはまるものをすべて選びましょう。

- ア いじめている人に注意する。
- イ いじめられている人に励ましの言葉をかける。
- ウ 先生に伝える。
- エ 保護者や家族に相談する。
- オ 友だちに相談する。
- カ その他（ ）
- キ 何もしない。

(7)	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	
	キ	
	ク	質問文の()に書いてください。
	ケ	
(8)	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	質問文の()に書いてください。
キ		

いじめアンケート集計表

		学 校 名						
		学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
		アンケート実施 児童数						
(1)	いじめられたことがある							
(2)	今もいじめられている							
(3)	ア	冷やかしからかしい・悪口・嫌なことを言われている						
	イ	仲間はずれ・集団による無視をされている						
	ウ	軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりしている						
	エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりしている						
	オ	お金やものをたかられている						
	カ	お金やものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりしている						
	キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりしている						
	ク	パソコンや携帯電話等で、嫌なことを書かれている						
ケ	その他							
(4)	人をいじめたことがある							
(5)	いじめられている人を見たことがある							
(6)	いじめられている人がいると聞いたことがある							
(7)	ア	あなたは、いじめられたとき、だれに相談しますか (複数回答可)	担任					
	イ		担任以外の先生					
	ウ		養護教諭					
	エ		スクールカウンセラー					
	オ		学校外の相談機関					
	カ		保護者や家族					
	キ		友だち					
	ケ		相談しない					
(8)	ア	あなたは、いじめられている人を見たらどうしますか (複数回答可)	注意する					
	イ		励ます					
	ウ		先生に伝える					
	エ		保護者や家族に相談する					
	オ		友だちに相談する					
	カ		その他					
	キ		何もしない					

いじめアンケート集計表

		学 校 名			
		学 年	1年	2年	3年
		アンケート実施 生徒数			
(1)	いじめられたことがある				
(2)	今もいじめられている				
(3)	ア	冷やかしからかい・悪口・嫌なことを言われている			
	イ	仲間はずれ・集団による無視をされている			
	ウ	軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりしている			
	エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりしている			
	オ	お金やものをたかられている			
	カ	お金やものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりしている			
	キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりしている			
	ク	パソコンや携帯電話等で、嫌なことを書かれている			
	ケ	その他			
(4)	人をいじめたことがある				
(5)	いじめられている人を見たことがある				
(6)	いじめられている人がいると聞いたことがある				
(7)	ア	あなたは、いじめられたとき、だれに相談しますか (複数回答可)	担任		
	イ		担任以外の先生		
	ウ		養護教諭		
	エ		スクールカウンセラー		
	オ		学校外の相談機関		
	カ		保護者や家族		
	キ		友だち		
	ク		その他		
	ケ		相談しない		
(8)	ア	あなたは、いじめられている人を見たらどうしますか (複数回答可)	注意する		
	イ		励ます		
	ウ		先生に伝える		
	エ		保護者や家族に相談する		
	オ		友だちに相談する		
	カ		その他		
	キ		何もしない		

(別紙様式2)

いじめアンケートの結果に基づく対策〔 学期〕

学校名()学校

1 アンケート結果公表日及び公表手段

公表日		公表手段	
-----	--	------	--

2 アンケート結果に基づく対策

	アンケート結果	対策
例	低学年において仲間はずれや無視の割合が高い	グループ活動の機会を増やし、仲間作りを推進するとともに、孤立する児童がいないか、休み時間の見守りを重点的に行う。また、孤立した児童への声かけを行う。
1		
2		
3		
4		
5		

※ 必要に応じて枠を追加してください。

別紙様式3

生徒指導(いじめ)にかかると事故報告

報告日: 平成 年 月 日
 認知日: 平成 年 月 日

※ 認知日とは「いじめ対応チーム」等、組織として認知した日

- 1 学校名・校長名 篠山市立 学校 校長名
- 2 被害児童生徒 年 組 名前 性別
- 3 加害児童生徒(年組・名前(ふりがな)・性別) 【例:1年1組〇〇 〇〇(まるまる)男】

4 いじめの態様(該当する態様に○を記入 ※複数回答可)

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 | <input type="checkbox"/> ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 |
| <input type="checkbox"/> ②仲間はずれ、集団による無視をされる。 | <input type="checkbox"/> ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 |
| <input type="checkbox"/> ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 | <input type="checkbox"/> ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 |
| <input type="checkbox"/> ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |
| <input type="checkbox"/> ⑤金品をたかれる。 | ※その他の具体的内容 <input type="text"/> |

5 いじめの態様に関する具体的な内容(被害者・加害者への聞き取りをもとに記入すること。)

6 いじめ発見のきっかけ(該当するきっかけをリストの①~⑯から選択。⑯を選択した場合は、その具体的内容を記入)

※⑯「その他」の具体的内容

7 保護者への連絡(該当する項目に○を記入)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 被害児童生徒の保護者に事案の発生及び指導方針について連絡した | |
| <input type="checkbox"/> 被害児童生徒の保護者に事案への対応・措置・指導したこと等について報告した | → <input type="checkbox"/> 保護者は報告に理解を示された |
| <input type="checkbox"/> 加害児童生徒の保護者に事案への対応・措置・指導したこと等について報告した | → <input type="checkbox"/> 保護者は報告に理解を示された |

8 いじめられた児童生徒が本日(報告日)に至るまでに相談した状況(該当する相談の状況に○を記入 ※複数回答可)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①学級担任に相談 | <input type="checkbox"/> ⑥保護者や家族等に相談 |
| <input type="checkbox"/> ②学級担任以外の教職員に相談
(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く) | <input type="checkbox"/> ⑦友人に相談 |
| <input type="checkbox"/> ③養護教諭に相談 | <input type="checkbox"/> ⑧その他の人(地域の人など)に相談 |
| <input type="checkbox"/> ④スクールカウンセラー等の相談員に相談 | ※その他の具体的内容 <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ⑤学校以外の相談機関に相談(電話相談やメール等も含む) | <input type="checkbox"/> ⑨誰にも相談していない |

9 学校の対応・措置・指導等

※ 本件に係るいじめ対応チーム会議の開催回数(報告日現在) 回

10 本件に対する今後の方針(再発防止のための手立てや継続支援の手立て等)

11 いじめの解消の状況(該当する解消の状況に○を記入)

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> ①解消している。(日常的に観察継続中) |
| <input type="checkbox"/> ②解消に向けて取組中 → 報告日の4週間後に別紙様式3に加盟し、再度提出 |
| <input type="checkbox"/> ③その他(就学校変更や転学等、①②に該当しない場合) |

【提出先:篠山市教育支援センター(西田・高橋)】

別紙様式3

生徒指導(いじめ)にかかる事故報告

疑いの段階での提出の際には、記入不要

報告日:平成30年4月21日
認知日:平成30年4月20日

1 学校名・校長名 篠山市立○○中学校 校長名 ○○ ○○
2 被害児童生徒 2年2組 名前 篠山 太郎 性別 男
3 加害児童生徒(年組・名前(ふりがな)・性別) 【例:1年1組○○ ○○(まるまる)男】

※認知日は「いじめ対応チーム」等、組織として認知した日
以下の文中では、名前ではなく、アルファベットで表記

2年○○ ○○(まるまる)女(A)、2年□□ □□(じかくしかく)男(B)

4 いじめの態様(該当する態様に○を記入 ※複数回答可)

- ①冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
②仲間はずれ、集団による無視をされる。
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
⑤金品をたかられる。
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
⑨その他
※その他の具体的内容

5 いじめの態様に関する具体的な内容(被害者・加害者への聞き取りをもとに記入すること。)

(例)新学期初日から毎日、被害生徒はAからいやなあだ名で呼ばれていた。また、4月中旬以降、Bからは休み時間、すれ違いざまに肩口をたたかれていた。

6 いじめ発見のきっかけ(該当するきっかけをリストの①~④から選択。④を選択した場合は、その具体的な内容を記入)

⑤アンケート調査など学校の取組により発見
※「⑨その他」の具体的な内容

「4 いじめの態様」で選択した態様の具体的な内容について、5W1Hに注意して記載

7 保護者への連絡(該当する項目に○を記入)

- 被害児童生徒の保護者に事案の発生及び指導方針について連絡した
○ 被害児童生徒の保護者に事案への対応・措置・指導したこと等について報告した
○ 加害児童生徒の保護者に事案への対応・措置・指導したこと等について報告した
○ 保護者は報告に理解を示された
○ 保護者は報告に理解を示された

8 いじめられた児童生徒が本日(報告日)に至るまでに相談した状況(該当する相談の状況に○を記入 ※複数回答可)

- ①学級担任に相談
○ ②学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)
○ ③養護教諭に相談
○ ④スクールカウンセラー等の相談員に相談
○ ⑤学校以外の相談機関に相談(電話相談やメール等も含む)
○ ⑥保護者や家族等に相談
○ ⑦友人に相談
○ ⑧その他の人(地域の人など)に相談
○ ⑨誰にも相談していない
※その他の具体的内容

9 学校の対応・措置・指導等

(例) 4月20日(木)
・本日実施したいじめアンケートの回答において、被害生徒からいじめの訴えがあった。また、その他、3名の生徒の回答からも被害生徒がいじめられているとの回答があった。
・屋休み、担任と生徒指導担当が被害生徒と面談を実施し、上記のいじめの態様を聞き取った。また、生徒指導担当が、いじめを目撃した生徒と面談し、被害生徒の訴えと同様のいじめの実態を聞き取った。
・放課後、いじめ対応チーム会議を開き、本件をいじめとして認知した。その後、担任と生徒指導担当が被害生徒宅を訪問し、保護者に本件について報告するとともに、指導方針をつたえた。
4月21日(金)
・屋休み、担任と生徒指導担当がA及びBと個別に面談し、上記のいじめの事実が明らかになった。
・放課後、担任と生徒指導担当がA及びB宅を訪問し、それぞれの保護者に本件に係る状況及び指導について伝えた。その後、被害児童宅も訪問し、本件に係る指導の経緯等を伝えた。

上記の「9 学校の対応・措置・指導等」に記載がない打合せも含め、本件に係る会議回数のすべてを記載

※本件に係るいじめ対応チーム会議の開催回数(報告日現在) 5回

10 本件に対する今後の方針(再発防止のための手立てや継続支援の手立て等)

(例)被害生徒の学校生活の様子を定期的に報告することで、被害生徒保護者の不安解消に努める。
「②解消に向けて取組中」の場合は、「①解消している」にチェックが入るまで、本件に係る報告書を提出

11 いじめの解消の状況(該当する解消の状況に○を記入)

- ①解消している。(日常的に観察継続中)
○ ②解消に向けて取組中 → 報告日の4週間後に別紙様式3に加筆し、再度提出
○ ③その他(就学校変更や転学等、①②に該当しない場合)

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
①いじめに係る行為の解消:被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと:いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

様式Ⅲ

いじめ（重大事態）の発生した学校の個別調査票

設置者名	篠山市			学 校 名	
児童生徒数	人	学級数	学級	教員数 (既・額を計)	
認知年月日	平成	年	月	日 ()	被害児童生徒 第 学年 男・女
欠席状況	平成	年	月	～ 平成	年 月 計 日 (月末現在)
いじめを行った児童生徒	第 学年 男	人・女	人		計 人
いじめの概要					
該当児童生徒及び保護者の現在の状況	(いじめを受けた児童生徒及び保護者) (いじめを行った児童生徒及び保護者)				
学校の対応	(いじめを受けた児童生徒及び保護者) (いじめを行った児童生徒及び保護者)				
関係機関との連携					
重大事態にかかる調査					

不登校状況（いじめ認知）の個別調査票

学校名				校長名			
被害児童生徒名等				第 学年	男・女		
認知年月日	平成	年	月	日 ()	前年度の欠席日数	日	
欠席状況			欠席日数	主な欠席理由（保護者・児童生徒の主訴をもとに記載）			
	平成	年	4月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 例 体調不良 7日 風邪 3日 </div>		
	平成	年	5月				
	平成	年	6月				
	平成	年	7月				
	平成	年	9月				
	平成	年	10月				
	平成	年	11月				
	平成	年	12月				
	平成	年	1月				
	平成	年	2月				
	平成	年	3月				
			計				
報告の時点における被害児童生徒の状況	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 例 加害児童生徒との関係 クラスでの様子等 </div>						
不登校に係る被害児童生徒及び被害保護者の意見	<p>〈被害児童生徒の意見〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、誰が、どのような場所や方法で聞き取ったのかを記載すること。 ・聞き取った事実を記載すること。 ・不登校といじめの因果関係がないことを確認した発言等を記載すること。 </div> <p>〈被害保護者の意見〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、誰が、どのような場所や方法で聞き取ったのかを記載すること。 ・聞き取った事実を記載すること。 ・不登校といじめの因果関係がないことを確認した発言等を記載すること。 </div>						
学校の対応	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 例 当該児童生徒や保護者との面談状況 スクールカウンセラーや関係機関との連携 </div>						
その他							

平成30年度生徒指導上の諸問題に対する対応の留意事項

篠山市教育委員会事務局学校教育課

1 いじめへの対応について

(1) 情報を得てからの迅速な対応

児童生徒や保護者等からのいじめの訴えに対して、迅速に事実確認を行い、真相の究明に努める。また、事実が確認された場合には、被害児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒への指導等を行う。

(2) 被害児童生徒がいじめを否定する場合の対応

いじめの定義にある「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈するのではなく、被害児童生徒がいじめを否定している場合でも、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどしていじめを認知するとともに、加害行為が繰り返されないよう対策を講じる。

(3) 被害児童生徒の保護者及び加害児童生徒の保護者への連絡

いじめの事案が発生した場合には、心配や不安を取り除くためにいじめの状況や今後の指導方針等について、被害児童生徒の保護者に連絡する。また、加害児童生徒の指導と併せて、その保護者にもいじめの態様も含めて説明するなど正しい理解を促し、児童生徒の人的成長を図るため連絡を行う。

(4) いじめ対応チームによる認知と複数指導体制の徹底

いじめであるかどうかの判断は学級担任に任せるのではなく、組織として認知するとともに、いじめの事案に対しては、生徒指導担当を中心に複数の教職員による組織的な対応を行う。

(5) 経過観察の状況を家庭に連絡

いじめが解消されたのちには、いじめの再発防止に努めるとともに、児童生徒の学校生活における様子を適宜家庭に伝えることを通じて、家庭との連携強化を図る。

(6) 教育委員会との連携

いじめに係る情報を得た場合には、直ちに教育委員会に報告を行い、教育委員会をはじめ関係機関が相談・支援に対応できるようにする。また、いじめの報告は、客観的事実のみを1枚（別紙様式3）にまとめ、教育委員会に提出する。

2 問題行動への対応について

(1) 日頃から保護者と連携

問題行動への対応のためだけの家庭との連携にならないよう、日頃から学校の状況を家庭に伝えるなどし、家庭と連携した指導が図られるように努める。

(2) 複数の教職員による指導体制

問題行動等の発生に際しては、複数の教職員による聞き取りを行うことで、客観的な状況把握に努めるとともに、閉鎖的な空間における指導に対する誤解が生じないように努める。

(3) 関係機関との日頃からの相談体制の整備

児童生徒の非社会的又は反社会的な問題行動が生ずる場合は、個々の児童生徒の人格を十分尊重しつつ、警察やこども家庭センター等に早期から相談を図る。

(4) 生命・身体の安全の確保

重大ないじめ・犯罪行為など、学校だけでは解決困難な事案により、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合には、直ちに関係機関に通報する等、法に則った対応を検討する。

3 欠席児童生徒への対応について

(1) 欠席理由の確実な把握及び記録

欠席1日目からその理由を確実に把握及び記録することで、児童生徒の状況を適切に把握し、長期的な欠席に至った場合にも、記録に基づく組織的な対応に活用する。

(2) 学習補充の取組

授業の際に配付した学習教材等は、確実に欠席児童生徒に届けられる仕組みを確保するとともに、その他の学習補充の方策について検討する。

【いじめ対応組織】

篠山市子どものいじめ対策委員会(篠山市)

- ①重大事態の再発防止及び、いじめ問題の解決を図るための方策の提言
- ②重大事態発生時における事実確認調査の再調査や必要に応じて相談等のあった事案の事実確認調査を行う。

- ・年2回
- ・構成員＝臨床心理士、学識経験を有する者、弁護士等

いじめ対応チーム会議(学校)

いじめ問題への組織的な取組を推進する「いじめ対応チーム」による会議で、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

- ・月1回以上の定例の会議
※いじめ発生時には緊急対応会議
- ・構成員
校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等

子ども支援会議(市教委)

いじめ問題等に関する情報交換を行い、学校・家庭・関係機関等による連携した取組ができるよう、指導・支援する。

- ・月1回
- ・構成員
篠山市教育支援センター長、家庭児童相談員、社会教育・文化財課青少年関係担当、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校教育課担当指導主事、篠山市教育支援センター指導員等

いじめ対応ネットワーク会議(市教委)

いじめ問題をはじめとする児童生徒に係る問題行動に対して、迅速な対応が可能になるよう関係機関による連携を深め、早期発見・早期対応に向けた協力支援体制を構築し、いじめ問題等への取組の一層の充実を図る。

- ・年1回【平成30年7月5日(木)】
- ・構成員
篠山警察署刑事生活安全課員、神戸地方法務局柏原支局人権担当職員、川西こども家庭センター丹波分室職員、兵庫県教育委員会丹波教育事務所担当指導主事、高等学校生徒指導担当教員、中学校長代表、小学校長代表、中学校生徒指導担当教員、家庭児童相談員、篠山市教育支援センター指導員、学校教育課長及び担当指導主事等

【関連組織】

学校警察連絡会(市教委)

いじめや犯罪による被害少年の保護にあたって、学校と警察が連携を一層強化するため、市内の状況について、学校と警察が情報を共有し、生徒指導の充実を図る。

- ・年3回【第1回平成30年7月5日(木)】
- ・構成員
篠山警察署刑事生活安全課員、中学校生徒指導担当教員、学校教育課担当指導主事等

小中連携心のサポート
ネットワーク会議(市教委)

いじめ問題や暴力行為などの問題行動の現状について把握するとともに、異校種間で情報交換を密にすることで、問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応について協議し、生徒指導の充実に資する。

- ・年2回
- ・構成員
各校生徒指導担当教員、学校教育課担当指導主事等

※重大事態が発生した場合、一次調査は学校又は子ども支援会議において実施します。

不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

○いじめ防止対策推進法

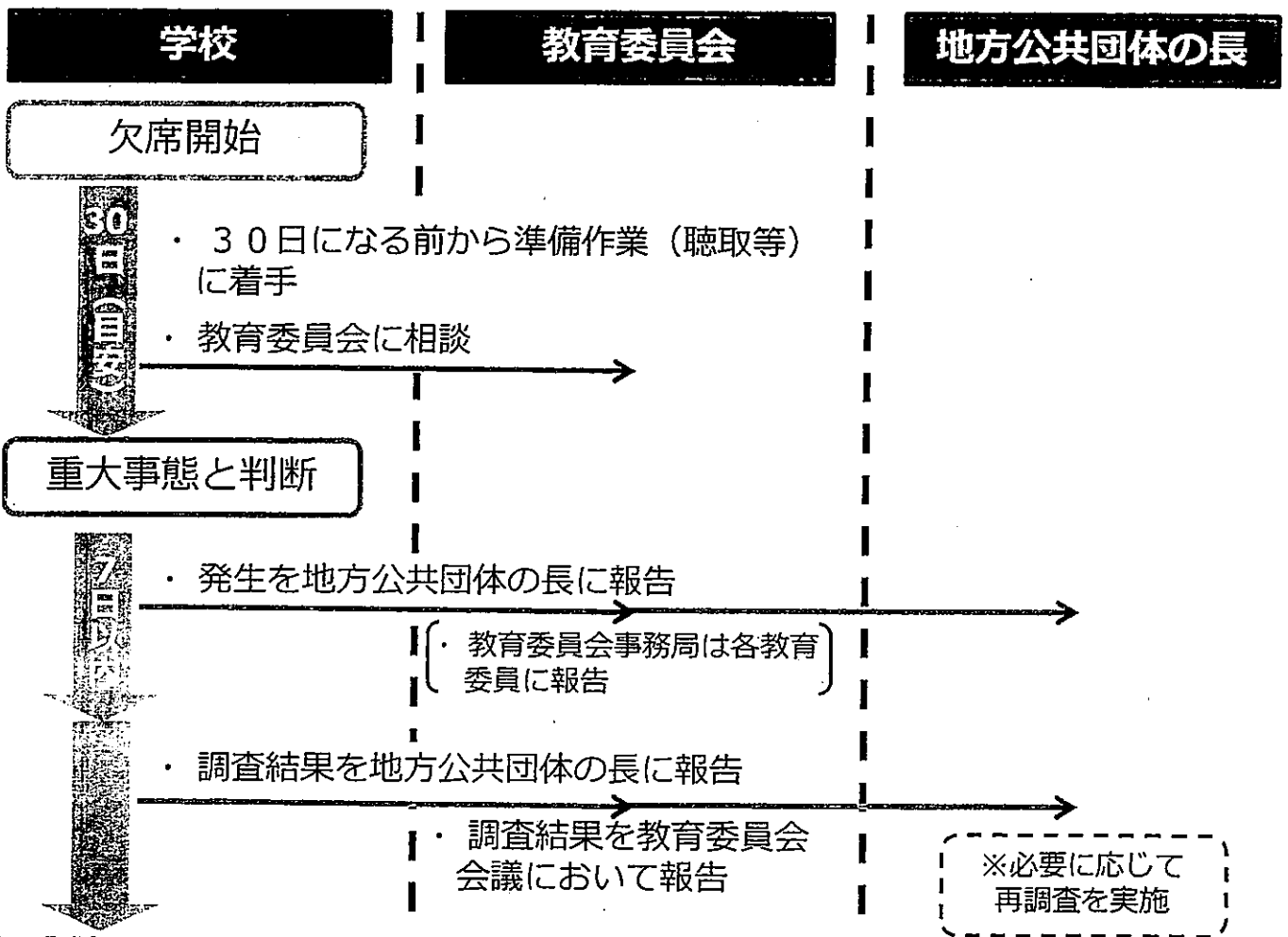
（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、（略）組織を設け、（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 （略）

二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<公立学校の場合>



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないかとしっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかと？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前ではかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと言われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県(域内の市町村を含む。)の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名(約94%)がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名(約11%)がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。



(電子メール施行)
教教第1019号の2
平成30年4月6日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

教職員の非違行為の防止について

綱紀肅正の徹底については、これまでから取り組んでいただいているところですが、依然として、わいせつな行為や窃盗など重大な非違行為が発生する状況が続いています。

こうした行為は、教職員個人の問題だけではなく、兵庫の教育全体の社会的信用・信頼を損なうことにつながります。

このことを踏まえ、各県立学校長あてに、別添写しの通知「教職員への服務規律研修の実施について」を発出しました。

ついては、貴管内の学校に対しても、非違行為の根絶に向けて、同様の取組を行うようご指導願います。

1 総括

(1) 処分件数（軽微な交通事故・違反に係るものを除く。）

年度	H29	H28	H27	H26	H25
件数	95 (24)	122 (23)	167 (36)	110 (28)	187 (39)

※かつこ内は、地方公務員法上の懲戒処分の件数
（以下の「処分件数」の表においても同じ。）

(2) 懲戒処分の概要

程度	件数	概要
免職	5	わいせつ1、盗撮1、窃盗2、横領1
停職	3	窃盗1、酒気帯び運転2
減給	10	職員へのセクハラ1、体罰3、職員へのパワハラ等1、酒気帯び運転1、交通事故2、職員への傷害1、経理事務の確認不足1
戒告	6	体罰4、個人情報の一時的紛失1、交通事故1
計	24	

2 わいせつ、セクハラ等

(1) 処分件数

年度	H29	H28	H27	H26	H25
件数	3 (3)	8 (8)	14 (14)	7 (7)	8 (8)

※全て地方公務員法上の懲戒処分

(2) 事案の内容

番号	程度	教職員	内容
1	懲戒 免職	市立小学校 教諭(男20代)	駅のエスカレーターで女性のスカート内を盗撮した。
2	懲戒 免職	県立特別支援学校 臨時講師(男20代)	ツイッターで知り合った女子高校生と、18歳未満であることを認識しながら性交した。
3	減給 1月	市立小学校 教諭(男30代)	自校女性職員に対して、ホテルに誘う等のセクシュアル・ハラスメントを行った。

(3) 留意点等

わいせつ、セクハラ等による処分件数は減少したものの、依然3件発生している。盗撮や児童生徒に対するわいせつな行為は、教育職員として絶対に許されない。このような行為があった場合は、原則として懲戒免職とする等、厳正に対処する。

3 体罰

(1) 処分件数

年度	H29	H28	H27	H26	H25
件数	31 (7)	36 (6)	46 (8)	55 (9)	141 (19)

(2) 留意点等

体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないものである。

体罰を行った場合に管理職に報告せず、保護者や外部の人から学校などに連絡がなされた場合、事態が大きくなり必要以上の対応をしなければならないこともある。

生徒に厳しい指導を行ったときは、体罰かどうか直ちに判断できなくても、後で体罰と認定されることもあることから、まず管理職に報告すること（未報告の場合、処分が加重される）。

また、過去に体罰を行った教職員が再び体罰を行うケースも複数発生していることから、再発防止に努めること（再発の場合、処分が加重される）。

4 個人情報の紛失等

(1) 処分件数

年度	H29	H28	H27	H26	H25
件数	19 (1)	16 (0)	16 (0)	3 (0)	4 (0)

(2) 留意点等

ア 答案用紙の紛失等について

答案用紙の紛失や誤廃棄が多数(14件)あった。

試験関係の不要書類のシュレッダーによる廃棄は、成績処理が終わってから行うこと。また、試験監督者から採点者、採点者から返却者への受渡しの方法、枚数確認や保管の方法等について、校内ルールを明文化し、管理責任を明確にしておくこと。

イ 個人情報の取扱いについて

許可を得ず個人情報を持ち出し、紛失するケースが1件あった(戒告)。

個人情報の取扱いに係る校内ルール等の理解と遵守を徹底すること。

過去には、鍵をかけた車内に置いていた名簿等を車上荒らしに遭って紛失するケースがあったので、車から離れる際は、かばん等を車内に放置しないこと。

5 その他

(1) 金銭の管理について

ア 校内での窃盗(職員室等の机に保管していた部費等を窃盗)が1件、横領が1件あった(いずれも免職)。

イ 部費等については、できる限り金融機関の口座で管理し、やむを得ず現金を取り扱う場合でも金庫で保管するなど、校内での盗難等を未然に防止するための環境整備を行うこと。

また、盗難等が疑われる場合には、速やかに管理職へ相談するなど適切な対応をとること。

(2) パワー・ハラスメント等について

ア 職員へのパワー・ハラスメント等が1件あった(減給)。

イ パワー・ハラスメントは、被害を受けた職員の人権を侵害し、健康面で問題を生じさせることがあること、また、職場環境の悪化、業務遂行への悪影響等も引き起こすことを認識し、職員間の対話や校務の進め方に留意し、その防止に努めること。

(3) 酒気帯び運転について

ア 酒気帯び運転が3件あった(停職2件、減給1件)。

イ 飲酒した場合には、公共交通機関等を利用し、絶対に自動車等を運転しないこと。また、あらかじめ適切な帰宅手段を確保し、飲酒運転をしない措置を講じておくこと。

(4) 臨時的任用職員等について

ア 処分件数95件のうち5件は臨時的任用教職員に対するものであり、そのうち4件は懲戒処分(免職3件、停職1件)であった。

イ たとえ臨時的任用教職員であっても、非違行為を起こしてしまうと、教職員に対する県民からの信頼を大きく損ねることに変わりはない。年度途中で任用された者も、他の教職員と同様、服務規律を遵守すること。

【臨時的任用教職員等の主な処分事例】

・免職：わいせつ1件、窃盗1件、横領等1件

・停職：酒気帯び運転1件



市町組合教育長 様

兵庫県教育長

綱紀粛正及び服務規律の確保について (通知)

このことについては、従来から注意喚起してきたところですが、依然として盗撮や窃盗など、教育への信頼を損なう教職員の非違行為が発生しています。教職員の非違行為に対する社会の視線は、年々厳しさを増しており、教育公務員としての自覚と綱紀の保持についての意識の向上が重要です。今一度、襟を正し、全体の奉仕者としての自覚を持って、服務規律を遵守し、職務に取り組むよう、貴所属県費負担教職員に十分ご指導願います。

また、所属長をはじめ管理監督職にある者は、職員を指揮・監督する立場にあることから、厳正な規律の保持に努めるとともに、自ら行動し、率先してその範を示す必要があります。

については、「綱紀粛正及び服務規律の確保について」(平成29年7月12日付け通知)を改めて確認し、管理職自らの振る舞いを点検するとともに、教職員に対しても周知徹底し、特に下記の点に留意して、職場の教職員との対話を進め、職場全体で県民の信頼確保と厳正な規律の保持に取り組むようお願いいたします。

なお、指導すべき事項を教職員に徹底するにあたっては、必ず職員会議や校内研修会等の場で、所属長から直接指導されるようお願いいたします。

記

1 非違行為の防止

今年度、ハラスメントをはじめ、盗撮等のわいせつ事案、窃盗等の非違行為が続いている。全体の奉仕者としての公務員の立場を十分認識し、法令遵守の意識を一層高めて、自己の行動を厳しく律するよう指導徹底すること。

- (1) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、被害を受けた教職員の人権を侵害し、健康面で問題を生じさせることがあること、また、職場環境の悪化、業務遂行への悪影響等も引き起こすことを認識し、職員間の対話や校務の進め方に留意し、ハラスメントの防止に努め、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めること。
- (2) 盗撮等のわいせつ行為及び窃盗は、絶対に行わないよう徹底すること。
- (3) 体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないものである。管理職自らが「体罰を絶対に許さない」という強い認識を持ち、体罰の禁止を徹底すること。また、体罰を行った場合は、処分対象となることを認識させるとともに、体罰を行った場合はもちろん、厳しい指導を行った場合も、必ず管理職に報告するよう徹底すること。
- (4) 個人情報や公文書の管理・取り扱いについて、校内で定めた共通ルールを理解・遵守を徹底した上で、情報を取り扱う際の管理責任を明確にし、紛失や流出がないよう万全を期すこと。また、個人情報を取り扱う業務は原則校内で行うなど、情報の重要度に応じた管理を徹底すること。やむを得ず校外に持ち出す場合は、持ち出す場合のルールの明確化と徹底を図ること。

2 交通法規の遵守

教職員の交通事故が依然として多いことから、交通法規の遵守と交通事故防止を徹底すること。特に年末年始は飲酒の機会が増えるが、飲酒運転は絶対にしないよう徹底すること。

また、飲酒を伴う会合等への参加者に対しては、適切な帰宅手段を予め確保させるとともに、飲酒し

たときは、たとえ微量であっても、また、たとえ休息をとった場合であっても、自動車等を絶対に運転させないこと。

3 仕事と生活の調和

超過勤務の縮減、子育て・介護と仕事の両立支援及び働きやすい職場の実現に取り組むこと。

- (1) 「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、校務・業務の一層の効率化を図るとともに、週1回以上の「教職員定時退勤日」、週1回以上の「ノー会議デー」、平日週1日以上、休業日（土・日曜日等）月2回以上の「ノー部活デー」の完全実施に取り組むこと。また、学校全体の組織的な推進体制の構築による教職員の意識改革や学校の実情に応じた実効ある具体的方策を検討・実施すること。
- (2) 教職員の勤務時間の的確な把握は、管理職の重要な責務である。すべての教職員が一斉に「記録簿」を記載する時間を設定するなど、確実に記載できる環境を整備し、的確に把握すること。

4 児童生徒の人権尊重と安全確保

教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努めると共に、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育に努めること。

- (1) 教職員一人一人に対し、インターネットを通じて行われるいじめを含め、いじめの問題の重大性を認識するよう周知徹底し、国及び県のいじめ防止基本方針に基づく未然防止、早期発見・早期対応に組織的に取り組み、生命や人権を守り、いじめを許さない学校づくりに努めること。

また、平成29年8月に改訂した本県作成の「いじめ対応マニュアル」を校内研修等で効果的に活用する一方、児童生徒と向き合う時間を確保し、いじめの兆候をいち早く把握するとともに、迅速に対応するよう周知徹底すること。

- (2) 児童生徒等の自然災害等を含めた事故の未然防止のため、安全教育の充実及び教職員の意識向上等、安全管理の徹底を図ること。

また、児童生徒の自殺予防については、自殺につながる危険性のあるサインを発する児童生徒に対して心のケアに一層努めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の発達段階における心理的な特徴を十分に理解し、状況把握に努め、必要に応じて保護者との面談等を行うなど、日頃から児童生徒の心情の変化を察知することに努めること。

- (3) 児童生徒の「自主的・主体的な判断力」を育成する情報モラル教育の充実に努めるとともに、県青少年愛護条例の改正を踏まえ、児童ポルノ自画撮り被害を初めとするインターネット犯罪被害の防止の徹底を図ること。

また、神奈川県座間市での痛ましい事件の発生を踏まえ、人の目の届きにくいSNSの特性やインターネットリテラシーへの理解を深め、フィルタリング活用の重要性及びインターネット利用に関するルールづくりの大切さを、児童生徒・保護者に対して十分指導すること。

5 健康管理

定期健康診断後の再検査・保健指導等により、教職員の健康管理に努めること。また、月100時間を超える時間外勤務を行った教職員については、すみやかに医師の面接指導を行うなど適切な対応を図ること。

6 研修の充実

教育に携わるすべての教職員が、自己の資質向上に向け、研究と修養を行えるよう、研修の場や機会、研修に関する情報を提供するなど、教職員の自主的・主体的研修を推進すること。

長期休業期間中における教職員の服務に対する県民の関心が高い中、研修の取扱いも含め、県民の批判を受けることのないよう指導徹底すること。

平成27～29年度篠山市立小・中・特別支援学校教職員の交通事故状況

篠山市教育委員会

1 月別事故等発生件数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H27	1	3	1	5	3	3	0	3	1	1	6	3	30
H28	1	1	4	3	0	3	2	2	2	3	0	1	22
H29	2	0	3	4	1	2	4	1	0	1	2	1	21
構成比	9.5%	0.0%	14.3%	19.1%	3.0%	9.5%	19.1%	4.8%	0.0%	4.8%	9.5%	4.8%	98%
5年間の平均	1.33	1.33	2.67	4	1.33	2.67	2	2	1	1.67	2.67	1.67	24.33

参考 平成19年度22件
平成20年度19件
平成21年度18件
平成22年度16件
平成23年度20件
平成24年度26件
平成25年度24件
平成26年度24件

2 交通事故状況(違反も含む)

H27	物損	人身	速度超過	計	構成比
加害	13	6	0	19	63.4%
被害	6	3	0	9	30.0%
自損	0	1	0	1	3.3%
違反	0	0	1	1	3.3%
構成比	63.4%	33.3%	3.3%		100%

H28	物損	人身	速度超過	計	構成比
加害	10	0	0	10	45.5%
被害	7	1	0	8	36.4%
自損	1	2	0	3	13.6%
違反	0	0	1	1	4.6%
構成比	81.8%	13.6%	4.6%		100%

H29	物損	人身	速度超過	計	構成比
加害	10	4	0	14	66.7%
被害	6	1	0	7	33.3%
自損	0	0	0	0	0.0%
違反	0	0	0	0	0.0%
構成比	76.2%	23.8%	0.0%		100%

3 事故等発生時の状況

発生状況	H27	H28	H29	構成比
通勤(帰宅)途上	7	13	12	57.2%
勤務中	2	1	7	33.3%
勤務外	21	8	2	9.5%

※勤務中は、出張・部活動指導を含む

発生曜日	月	火	水	木	金	土	日
H27	5	3	3	3	6	5	5
H28	1	6	3	6	2	1	3
H29	1	5	3	5	5	1	1
構成比	4.8%	23.8%	14.3%	23.8%	23.8%	4.8%	4.8%

H27

発生時間	6時台	7時台	8時台	11時台	12時台	14時台	15時台	16時台	17時台	19時台	20時台	22時台
件数	1	4	1	2	1	1	4	2	6	2	5	1
構成比	3.3%	13.3%	3.3%	6.7%	3.3%	3.3%	13.3%	6.7%	20.0%	6.7%	16.7%	3.3%

H28

発生時間	6時台	7時台	8時台	9時台	11時台	13時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時以降
件数	2	5	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	3
構成比	9.1%	22.7%	4.6%	4.6%	4.6%	9.1%	4.6%	4.6%	9.1%	4.6%	4.6%	4.6%	13.6%

H29

発生時間	6時台	7時台	8時台	9時台	11時台	12時台	13時台	14時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時以降
件数	1	7	0	1	1	1	2	1	1	3	0	0	2	1	0
構成比	4.8%	33.3%	0.0%	4.8%	4.8%	4.8%	9.5%	4.8%	4.8%	14.3%	0.0%	0.0%	9.5%	4.8%	0.0%

【分析結果】

- 平成29年度においては、加害事故が14件(物損10、人身4)発生と全件数の3分の2(66.7%)を占めている。
また加害人身事故においては4件発生と、直近3年間は平成27年度の6件に次いで多い。
- 発生状況では通勤(帰宅)途上が12件発生と全件数の57.2%を占めているが、勤務中の事故も7件発生している。
- 発生現場については交差点での発生が13件と最も多い。事故内容については追突が6件、対向車との衝突が5件、自転車・バイクとの衝突が3件である。

【指導事項】特に、次の点について注意喚起します。

(管理職にあつては)

- 所属教職員を指導する立場にあることを常に意識し、交通事故に係る教職員への指導をどのように行うのか具体的な計画を4月中に立て、実行すること。
また、各学校で立てた計画内容を市教委に報告すること。
- 所属教職員の交通事故発生の一報を受けた場合は、昼夜・平日・土日祝日を問わず、直ちに市教委に報告すること。

(教職員にあつては)

- 教育公務員であることの自覚をもち、いかなる場合であっても余裕をもって行動すること。
- 車間距離を十分にとり、交差点・狭路の通過の際は前後左右の安全確認を徹底するとともに、体調が悪い場合は無理に運転をしないこと。
- 万一事故が発生した場合は、昼夜・平日・土日祝日を問わず、直ちに所属長・所轄警察に連絡すること。

© 2017/9/26 19:17 神戸新聞NEXT

盗撮、セクハラ、体罰… 県教委が5件の懲戒処分



教職員の処分を公表する兵庫県教育委員会の担当課の職員ら＝兵庫県庁

拡大

兵庫県教育委員会は26日、5件の懲戒処分を発表した。

県教委によると、今年6月、JR三ノ宮駅のエスカレーターで女性のスカート内を盗撮したとして、県迷惑防止条例違反容疑で逮捕された南あわじ市立小学校の男性教諭（25）＝不起訴処分＝を懲戒免職にしたほか、同僚の女性教諭の体を触るなどセクハラ行為をしたとして、県内の市立小学校に勤務する30代男性教諭を減給10分の1（1カ月）とした。

このほか、顧問を務める女子バスケットボール部で、用具で部員たたき、頭部に軽傷を負わせた淡路市立中の女性教諭（43）を減給10分の1（1カ月）、生徒に体罰を加えた加古川市立中の男性教諭（36）と姫路市立中の男性教諭（39）をそれぞれ戒告処分とした。（井上 駿）

